

桃 山 学 院 大 学

経 済 経 営 論 集

第 67 卷 第 2 号

論 文

RCEP協定の締結による中国タオル企業の戦略転換

..... 梁 煥 娥 (1)
大 島 一 二

在日および在日経験中国人の日本における就業動機に関する研究
—— 在日中国人および在日経験者を対象とした
アンケート調査の結果から ——

..... 符 源 (19)
大 島 一 二

日本の建設業における外国人労働力の増大と課題

..... 大 脇 淳 一 (39)
大 島 一 二

バンコクの日本式女性ライブアイドルグループ数の把握と今後の
発展可能性

..... 江 川 暁 夫 (71)

2025 年 10 月

桃山学院大学総合研究所

RCEP協定の締結による 中国タオル企業の戦略転換

梁 煥 娥
大 島 一 二

1. はじめに

1.1. 研究の背景と目的

「地域的な包括的経済連携」(RCEP, Regional Comprehensive Economic Partnership, 以下「RCEP」とする)¹⁾は、アジア最大の自由貿易協定の一つとして、域内各国の貿易と経済に大きな影響を与えている。RCEPは現在、中国、日本等の15のアジア太平洋諸国が加盟し、世界人口とGDPの約3割を占め、また日本の貿易総額の約5割を占めている。こうしたことから、RCEPは世界の経済貿易構造の重要な構成部分であり、日本、中国双方にとって重要な経済連携協定であるといえる。

本稿の研究対象であるタオル貿易に代表される繊維貿易全般は、中日両国の市場で幅広い需要と長い交流の歴史があり、以前から中日両国間の重要な貿易分野の一つであったことから、RCEPの影響が注目される分野である。

1) RCEPは2012年11月交渉が開始され、2022年1月に日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、豪州、中国、ニュージーランドの10か国について発効、その後、韓国、マレーシア、インドネシア、フィリピンが参加した。RCEP協定は、世界のGDP、貿易総額および人口の約3割、日本の貿易総額の約5割を占める地域の経済連携協定である。地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備することが目的である。

キーワード：タオル貿易、RCEP、中国、タオル生産企業

周知のように、歴史的には繊維製品はかつて日本の重要産業であったが、時代の流れとともに中国、東南アジア、南アジアへと生産拠点を移転させており、各国の産業構造変遷を考えるうえで、その趨勢が注目される分野である。現在、RCEPの締結に伴い、中国・日本間のタオル貿易は新たな展開過程に直面している。そのため、RCEP体制が中日タオル貿易に与える影響と発展の趨勢を研究する必要があると考える。

本論文は、RCEP締結が中日タオル貿易に与える影響を詳細に分析することによって、RCEP体制が政策、市場、環境の面で中国のタオル産業に与える影響を検討することを目的とする。本論文の研究を通じて、中日タオル貿易の長期的な発展に有益な啓示と参考を提供し、RCEP体制の枠組みの下で、中日両国のタオル産業がより大きく発展することを期待する。

本論文では、RCEP体制の下での中国タオル企業の実証研究を、中国山東省に所在する大手タオルメーカーS社グループを研究事例とし、実際の業界・企業の動向を明らかにしていく。

1. 2. 先行研究

2022 年のRCEPの締結により、世界最大級の自由貿易圏が正式に成立した。世界最大のタオル生産国と輸出国として、中国はRCEPを背景に各加盟国との貿易関係が日増しに緊密になり、特に日本という重要なタオル消費市場との貿易関係が高まっている。こうした展開を背景に、RCEP体制の成立が中日タオル貿易の発展を促進し、中日タオル産業の分業協力を強化するという、中日タオル貿易の歴史と現状を分析するいくつかの先行研究がみられる。具体的には、中日韓自由貿易区建設と中国がRCEPに加盟した後の国内総生産（GDP）、社会福祉、貿易条件や輸出入などの経済効果などに関する研究が発表されてきた。例えば呂育洁は（2022）、中日韓三国が現在の情勢の下で、どのように中日韓自由貿易区建設の推進を加速させるかについて実行可能性のある提案を提起し、これにより、中日韓自由貿易区の建設を加速させ、中日韓 3 カ国の互惠関係を促進し、北東アジア地域の協力を推進する

新たな突破を遂げ、自由貿易と世界の多極化発展を支援すると述べている。

また、魏文彬（2023）は、RCEPの枠組みの下で日本側の輸入関税引き下げが中国の異なるカテゴリーの紡績アパレル製品の輸出量に与える異なる影響を検討し、分類予測を行うことを試みている。

さらに、高方（2022）は、動的GTAPモデルを構築することを通じて、RCEP協議が正式に実施された後の10年間の世界各国の経済貿易の変化を検討し、RCEP協議における関税削減政策の効果に対して定量的な研究を試みている。これらの研究の他に、李振宇（2022）は、中国がRCEPに加盟した後の国内総生産（GDP）、社会福祉、貿易条件や輸出入などの経済効果は大きく、各加盟国の貿易開放度が深まり、積極的な影響も拡大していると述べた。さらに、曹旭（2023）は、RCEPは中日両国のサービス貿易協力に有利なプラットフォームを提供し、双方のサービス貿易の往来が深まると同時に、双方の共通認識の達成を促進することになると指摘している。

これらの研究は、マクロ経済の視点からRCEPの各国経済への影響、経済効果について述べたものが多いが、とくにRCEPの締結が中日タオル貿易および中国のタオル生産企業に及ぼす影響の分析、市場への影響、今後の展開などについての研究はいまだ多くない。よって、本論文ではこうした視点から論じていく。

2. RCEPの背景と概要

前述のように、RCEPは、東アジアとその周辺国が共同で立ち上げた地域経済連携協定である。域内諸国間の貿易自由化と経済統合を促進することを目的としている。RCEPの設立の背景は、2011年の東アジアサミットにさかのぼる。当時、東アジア16カ国とその周辺国は、地域経済協力の強化を決定し、RCEPの交渉プロセスを開始した。

この交渉開始は、主に世界経済の不確実性の高まりや多角的貿易体制への懸念に起因している。RCEPの創設により、参加国は、地域協力を強化することにより、自由貿易を推進し、経済成長と発展を促進し、貿易障壁や関税

を削減することを期待している。

設立の背景から見ると、RCEPは貿易開放原則を堅持し、総合的な地域協力枠組みの構築に力を入れている。貿易分野だけでなく、サービス貿易、投資、知的財産権、電子商取引、経済・技術協力など多岐にわたっている。

RCEP締結の下で、日本の工業製品は、繊維製品、皮革製品、非鉄金属、農林水産物のうち、冷凍野菜や調製品などで関税の削減を行っている。RCEPを用いた輸入額を見ると、中国の市場占有率は高いが、品種別に見ると、関税を引き下げたのは主に繊維及びその製品、化学工業製品、プラスチックゴム及びその製品であり、これらの製品の中国の市場占有率は高い。関税引き下げ率は、品目によってばらつきがあるものの、繊維製品などはその比率が高く、同品種ではRCEPの効果が積極的に利用されていることがわかる。

RCEPの影響を品目別に見ると、幅広い品目で関税負担軽減の有利な点が生まれている。中でも、もともと日本の輸入における中国の占有率の高い品目である繊維関連製品、タオルなどはこうした傾向が強い。

RCEPが適用する関税率は今後も段階的に低下するので、長期的な観点からみても関税負担引き下げの効果は小さくない。関税の引き下げに伴い、使用割合が高まるとその効果はさらに大きくなると考えられる。

3. 中日タオル貿易の現状分析

3.1. 中日タオル貿易の発展過程

1980年代初期から、中日タオル貿易は徐々に拡大し、その後急速な発展をとげた。最初の段階では、中国と日本のタオル貿易は主に伝統的な貿易方式で、二国間貿易が主であった。時間の経過とともに、中日タオル貿易は次第に拡大し、貿易規模と貿易品目も次第に増加した。中日タオル貿易は当初の小規模な貿易から、次第に両国間の重要な経済協力分野の一つに発展している。二国間関係の発展に伴い、中日タオル貿易は貿易や技術協力などの面で深い協力関係に変わりつつある。タオル貿易における両国の協力は単なる

商品の交換だけではなく、双方の市場開拓、製品革新、生産協力などの面での企業間の協力を実現している。

3. 2. 中日タオル貿易の規模と構造

中日タオル貿易の規模と構造に関する最新のデータ統計によると、中日タオル貿易の総額は持続的な増加傾向を示している。現在までの中日タオル貿易の輸入量は2020年の27,736トンから2023年の29,666トンに増加したが、総輸入額は、2020年の272億円から2023年には444億円と輸入量の増加率を大きく上回って増加しており、ここ数年タオル貿易が急速に規模を拡大していることがわかる（第1表参照）。

第1表 日本からの中国からの輸入タオルの数量及び金額(トン, 百万円)

	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
輸入量	27,736	27,735	29,420	29,666
輸入額	27,239	30,594	42,684	44,424

資料: 日本財務省「貿易統計」から筆者作成。

中日タオル貿易は金額規模だけでなく、貿易品目の多様化も急速に進んでいる。かつて、中国と日本のタオル貿易は主に伝統的なバスタオルやフェイスタオルなどの一般的なタオル製品に集中していた。しかし、消費の多様化に伴って取扱品目の拡大も著しい。伝統的なタオル製品のほかに、キッチンタオル、ベビータオル、スポーツタオルなどの多様なタオル製品の貿易も拡大している。このような貿易品目の増加は、より多くの交流と協力の機会を提供している。

貿易構造の面では、中日タオル貿易は絶えず変化を遂げている。かつての中日タオル貿易は、中国から日本へのタオル製品の輸出という一方通行的な貿易が主流であった。しかし、中国経済の急速な発展と消費の向上に伴い、中国市場においても日本製のタオル製品に対する需要が増加している。このように、近年の中日タオル貿易は、中国から日本への輸出に加えて、日本から中国へのタオル製品の輸出も徐々に増加するという双方向の増加傾向がみ

られる。

また、中日タオル貿易の貿易方式も多様化しており、伝統的な企業間の貿易に加えて、ますます多くの電子商取引ルートが出現している。このような貿易構造の多元化は中日タオル貿易により多くの商機をもたらしている。

3. 3. 中日タオル貿易の中心地と主な貿易方式

中日タオル貿易の中心地は両国の主要な省市を指す。中日タオル貿易は、主に両国の交通条件の整った主要な港湾都市に集中している。つまり、中国の上海市、寧波市、広州市などであり、日本の東京都、大阪市、名古屋市などである。また、中日タオル貿易の主な貿易方式は主に輸出入貿易と越境EC貿易である。輸出入貿易とは、伝統的な輸出入ルートを通じて行う貿易を指す。タオル製品は通常、海上輸送または空輸で輸送されている。このような貿易方式は貿易規定に合致した相応の通関手続きが行われ、主要な貿易方式となっている。一方、越境EC貿易とは、電子商取引プラットフォームを通じて貿易を行う方式を指す。インターネットの急速な発展に伴い、中日タオル貿易における越境EC貿易は徐々に拡大している。越境ECプラットフォームを通じて、中日両国のタオル製品を直接消費者に向けて販売することが可能となり、利便性が高まっている。越境EC貿易は両国のEC法規と関連基準に合致する必要があるが、同時に越境決済や物流配送などの問題を解決する必要もあるが、新しい商機をもたらしている。

4. RCEPが中日タオル貿易に及ぼす影響

RCEPの締結は中日タオル貿易に大きな影響を与えた。まず、RCEPの締結により、アジア太平洋地域諸国間の貿易協力はより緊密になり、より開かれた貿易環境が形成された。これは中日タオル貿易により多くの商機をもたらし、二国間貿易の成長を促進した（前掲第1表参照）。次に、こうした動向は、中国に限らず、広く日本とインド、ベトナムにも波及している。第2表は、日本の中国・インド・ベトナムからタオル輸入量と輸入額の推移を示

したものであるが、RCEPの締結はインド、ベトナムからのタオル輸入拡大をもたらしたことがわかる。とくに日本のベトナムからの輸入増加が著しい。

第2表 日本の中国・インド・ベトナムからの輸入タオルの数量および金額(トン, 百万円)

		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
中国	輸入量	27530.3	25729.3	29420.5	29666.5
	輸入額	270.2	303.6	426.8	444.3
インド	輸入量	1145.1	2416.5	2535.6	2098.3
	輸入額	8.6	19.6	25.1	22.7
ベトナム	輸入量	25016.5	25678.9	29864.0	30419.1
	輸入額	175.9	194.2	296.1	318.7

資料: 日本財務省「貿易統計」から筆者作成。

これはベトナムがRCEPに加入したことで、日本はベトナム製タオルの輸入関税を撤廃するなどの措置を実施し、日本の東南アジア諸国やインドからの輸入関税はほぼ0となっていることによるものである。これにたいしてRECP実施以前、日本の中国からのタオル輸入関税は7.4%であり、2022年4月のRECP実施後は6.5%に引き下げられた²⁾が、現在でも中国産タオルには5.6%で比較的高い関税が課せられている。このため、ベトナム・インドからの輸入が急増したものと考えられる。

5. RCEPが中国タオル企業にもたらした影響

—中国山東省S社グループを事例として—

5.1. 企業レベルでの対策

RCEPの締結に伴い、中国からインド・ベトナムへのタオル生産の移転が徐々に拡大するなかで、中国のタオル企業の技術革新と製品品質の高度化を通じて競争力を高める必要が生じている。また近年、消費者の環境保護や健康への関心が高まりつつあることから、技術革新と製品品質の高度化がより求められている。中国のタオル企業は再生可能材料の研究と応用を拡大し、

2) 2022年以降、関税は年々引き下げられ、16年目には関税が0になる計画である。

環境配慮型タオル製品などの付加価値の高い製品の生産と販売を推進しているのである。

また、前述したように、越境ECや物流配送などの新規分野の発展は、オンライン販売や物流ネットワークの構築を強化している。中国のタオル企業は消費者の多様化するニーズに対応し、個性的でオーダーメイド化された製品とサービスを提供することが求められている。そのため、中国タオル企業はRCEPを背景に技術革新と高度化を実現し、産業の競争力を高めることが期待されているのである。

RCEP締結がもたらす変化に直面した中国タオル企業は、次のような対策を実施している

- ① 製品の品質と付加価値を高め、タオルの品質と付加価値を高める。研究開発の革新及び技術協力を通じて、製品の競争力を高め、消費者の高品質タオルに対する需要に対応する。
- ② RCEPの枠組みの下で、より多くの市場機会を探究する。新規市場を開拓し、シェアを拡大する。また、国際展示会やプロモーション活動に積極的に参加し、ブランドの知名度と影響力を高める。
- ③ 中日両国およびその他のRCEP加盟国の企業と協力を強化し、共同で新製品を開発し、新市場を開拓する。サプライチェーンの協力を強化し、資源と技術を共有することで、貿易産業チェーン全体の競争力を高める。これらの対策を実現するために、中国タオル企業は研究機関や業界団体との協力を強化し、共同で研究と技術革新を展開し、製品の競争力と市場適応力を絶えず向上させることができる。人材育成やチームづくりを強化し、国際的な視野と専門的な能力を備えた人材を育成する。関連政策の制定に積極的に参与し、政府の支持を積極的に勝ち取り、企業の発展に有力な保障を提供する。

5.2. S社グループの概要

調査対象であるS社は、家庭用繊維製品製造販売を主業として他分野を兼

営する大手企業グループである。同社は中高級布団製品、寝具、装飾布製品、タオルなどの家庭用繊維製品の生産と販売を中心に、中国で最大規模、輸出金額が最も多い家庭用繊維製品メーカーの一つである。

S社は世界レベルの染色、製織、プリント、整理包装などの各種生産設備を有し、綿紡績加工、家庭用紡績製品の製造から国内外の販売まで一体化した完備した産業体系を形成している。その製品はすでに品質、環境、安全健康などの一連の国際認証を取得し、主に日本、アメリカ、ヨーロッパなど十数カ国と地域に販売されている。1999年以來、S社の輸出数量と輸出金額は一貫して全国の同業界の第1位企業にランキングされている。

5.3. RCEPの締結がS社の輸出に与えた影響

S社はRCEPの締結と密接に関連する企業である。S社のような対外貿易企業にとって、RCEPの締結がS社の輸出に与える影響とS社の業務拡大に与える影響は多方面に及ぶ。

S社にとってのRCEP締結による利点は以下の点である。

まず、RCEPの締結は、関税引き下げと非関税障壁の撤廃を促進し、S社がより広い市場にアクセスできる機会を提供した。これはS社にとって加盟国市場におけるシェアの拡大を可能にする重要な機会である。RCEPの加盟国にはアジアやオセアニアなど多くの国・地域が含まれており、市場の潜在力は大きい。S社はRCEPの締結を通じて市場をさらに開拓し、ブランド知名度を高めることが可能となる。特に、日本市場は、S社の主要な輸出先の一つとして、RCEPの締結により、S社はRCEP加盟国に輸出する製品について関税優遇措置を受けることが可能となる。

次に、サプライチェーンの最適化である。関税減免はS社のサプライチェーン戦略の再評価と調整を促した。コスト削減のため、市場のニーズに迅速に対応するため、S社は日本に物流センターや倉庫を設置することを検討している。RCEPの実施は域内のサプライチェーンの統合を促進し、加盟国間の産業協力を強化する。これにより、S社はより多くの提携の機会を得

でいる。S社はコストを節約し、サプライチェーンの効率を向上させるために、一連のサプライヤー体系改革を実施した。まず、業界内の主要原材料の優良サプライヤーと長期的・安定的な協力関係を築いた。これにより、原材料の安定供給と品質管理を確保した。このような長期的な協力関係は、S社が調達コストと供給の安定性の面で優位性を獲得するのに役立ち、同時にサプライヤーとの協働効果を強化した。

また、RCEPの締結はS社のコスト構造にも影響を与える可能性がある。RCEPの実施により、S社がRCEP加盟国に輸出する製品は関税優遇を受け、その結果S社は当該製品のコスト削減を可能として、価格競争力を高めることができる。RCEPの加盟国には中国、日本、韓国など多くのアジア諸国が含まれており、これらの国は紡績、家庭用品などの分野で比較的強い生産能力とサプライチェーンを有している。S社はRCEPの新たなサプライチェーンにより、調達コストを削減し、生産効率を高めることができるのである。さらに、S社は調達プロセスを最適化し、調達の効率と品質を向上させた。例えば、S社は共同入札等の革新的な調達方法を採用し、調達コストをさらに低下させた。この革新的な調達モデルは、調達の透明性を高めるだけでなく、コスト削減に有利である。

RCEPの締結は、S社のアジア市場をさらに開拓し、単一市場への依存度を下げるのに役立つ。また、RCEPの原産地証明書などの制度を通じて、S社は他の加盟国の市場にも参入でき、市場の多元化を実現している。さらに、RCEPの締結により、加盟国間の投資協力も促進される。S社はこの機会に協定加盟国で適切な投資プロジェクトを探し、業務範囲をさらに拡大することが可能となる。RCEPは通関手続を簡素化し、納品時間を短縮することを可能とした。

一方で、RCEP締結はS社にとって不利な面ももたらしている。

RCEP締結は、前述したようにS社に商機をもたらししたが、同時に競争の激化をもたらしした。関税が引き下げられれば、他の加盟国の企業も中国市場に参入し、市場競争が激化する可能性がある。そのため、S社は常に製品

の品質向上、コスト削減、ブランド強化を行い、課題に対応する必要がある。とくにRCEPの加盟国には中国、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、ASEAN10 カ国などが含まれており、これらの国のタオル企業は関税減免や市場アクセスなどの優遇措置の恩恵を受け、中国市場への輸出を増やす可能性がある。これにより、S社は、特に価格と品質の面で、より激しい市場競争に直面する可能性が高まる。新しい市場ニーズや産業環境に対応するために、S社はより多くの資金と人的資源を投入する必要がある。

こうして、RCEPがもたらす新たな市場競争は、S社の産業転換・高度化のペースを加速させる。S社は他の加盟国からの競争圧力に対応するために、研究開発への投資を増やし、製品の技術力と付加価値を高める必要がある。

5.4. RCEPの影響に対するS社の戦略

RCEPの締結は、S社の業務拡大に重要なチャンスと挑戦を提供した。S社はRCEPがもたらす優位性を十分に利用し、積極的に業務を拡大し、提携を強化し、競争力を高め、持続可能な発展の目標を実現する必要がある。S社はRCEPの優位性を利用して業務を拡大し、市場の変化と政策の動態を注視し、不確実な市場環境と課題に対応するために相応の戦略と策略を以下のように制定した。

まず、RCEPの締結は、加盟国間の関税優遇を提供し、S社がより経済的にその製品を輸出できることを意味する。S社は各加盟国の関税減免状況を詳細に分析し、ターゲットを絞った輸出戦略を制定し、関税優遇幅の大きい市場を優先的に開拓している。

海外市場の拡大に伴って、S社はRCEP加盟国の市場ニーズ、消費者の嗜好および競争状況を調査した。市場調査を通じて、S社は適切な製品の位置づけと市場戦略を確定し、ターゲット市場に対応した製品輸出を拡大させた。そのために、S社は製品の革新を重視し、現地の消費者のニーズに合った新製品を絶えず打ち出している。また、製品の差別化戦略により、独自の

ブランドイメージを構築し、製品の付加価値を高めている。

RCEPの締結により、地域内のサプライチェーンの統合が促進され、加盟国のサプライヤーとより緊密な協力関係を構築し、サプライチェーンを最適化し、調達コストの削減を可能にした。サプライチェーンの統合を強化するとともに、加盟国に生産拠点や物流センターを設置し、レスポンスの向上や物流コストの削減を検討している。この一方で、為替リスクや政策変更など、潜在的なリスクとコンプライアンスの問題にも注目している。

さらに、S社は国際的視野と専門技能を備えたチームを育成し、優秀な人材を導入・育成することで、チームの総合的素質と実行能力を高め、RCEP加盟国におけるグループの発展に力強い保障を提供する。

環境面での革新として、S社は「テキスタイルサプライチェーングリーンマニュファクチャリング産業イノベーションアライアンス」の発起人であり、グリーンサプライチェーンの建設を積極的に推進した。グループは、資源節約と環境にやさしい方向性に基づく調達、生産、マーケティング、リサイクル、および物流体系の確立を加速し、生産者の責任延伸制度を実施し、企業の持続的な健全な発展を促進した。これは、S社が環境保護における社会的責任を履行するだけでなく、製品の市場競争力を強化することにも貢献している。

このように、S社はRCEPの関税優遇措置の十分な活用、市場研究の深化、サプライチェーン統合の強化、地域協力、ブランド力の向上、グローバル人材の育成と導、リスク管理とコンプライアンスの強化などの面で業務を拡大している。

6. まとめにかえて

本研究では、RCEP締結の背景の下で、中国タオル企業への影響を分析し、以下の主要な結論を得た。

まず、RCEPの締結は日本と中国・ベトナム・インドとのタオル貿易に影響を与え、貿易量の増加をもたらした。RCEPの締結は、より開放的で安定

した貿易環境をもたらし、貿易障壁を引き下げ、貿易プロセスの簡素化と円滑化を促進した。これにより中日タオル貿易のみならず、日本のインド、ベトナムからの輸入も拡大している。

このように、中日タオル貿易はRCEPの枠組みの下で協力分野をさらに広げ、貿易を発展させる好機となっている。RCEPの加盟国として、中日双方は経済貿易協力の強化、貿易円滑化レベルの向上、デジタル貿易と電子商取引協力の強化などの面での努力を通じて、貿易構造をさらに最適化し、貿易規模を向上させることができる。

以上のように、RCEPの実施は中日タオル貿易に積極的な影響を与え、中日双方により多くの協力の機会と発展の潜在力をもたらした。しかし、注意しなければならないのは、中日タオル貿易は新たなチャンスに直面すると同時に、市場競争の激化、産業の転換・高度化などいくつかの課題にも直面している。そのため、中日双方は市場の変化を注視し、協力を強化し、リスクに共同で対応し、中日タオル貿易の持続的で安定した発展の実現を推進すべきである。

今後予定している研究としては、研究の信頼性・正確性を高めるために、調査対象サンプルをさらに拡大し、データ収集・分析を強化することである。次に、RCEPが中日貿易に与える影響を広範囲から理解するために、他の関連分野の影響と発展の趨勢について研究することが必要である。最後に、RCEPの枠組みの下での中日タオル貿易の協力メカニズムについて検討し、より安定的で持続可能な発展を実現するために、より多くの協力の機会と相互補完的な発展経路を模索することができる。今後予定している研究は、具体的には以下の点である。

①より多くの事例研究を通じて、RCEPの進展と影響の拡大を明らかにする。

②中日タオル貿易の発展に対するRCEPの革新と高度化の趨勢を具体的に明らかにするため、技術革新、製品の高度化、産業チェーンの深化などの面から具体的に明らかにする。

③RCEPによる中国タオル企業と加盟国企業との協力機会と相互補完発展の道筋をさらに検討する。

参考文献

- [1] 魏文彬（2023）『RCEP关税减让对中国纺织服装产品出口日本的影响研究』，云南财经大学
- [2] 曹旭（2023）『RCEP对中日服务贸易影响研究』，辽宁大学
- [3] 李振宇（2022）『中国加入RCEP的经济效应研究』，四川大学
- [4] 孟灿（2022）『RCEP背景下中日机电产品贸易及其影响因素研究』，江苏海洋大学
- [5] 冯之晴（2022）『双环流价值链视角下中国制造业出口质量及地位提升研究』，东北财经大学
- [6] 张睿思（2022）『RCEP协定下建立中日韩自贸区的经济效应分析』，吉林财经大学
- [7] 高方（2022）『RCEP对全球经济贸易的影响』，安徽财经大学
- [8] 周德铭（2022）『RCEP贸易项对中国的影响研究』，广西大学
- [9] 吕育洁（2022）『“逆全球化”背景下的中日韩自贸区建设研究』，青岛大学
- [10] 张洁（2022）『中韩自由贸易协定对企业出口的影响研究』，商务部国际贸易经济合作研究院
- [11] 焦曦瑶（2023）「中国出口贸易与RCEP国家的经济增长」『中国商论』
- [12] 张永涛（2023）「中国加入CPTPP过程中的日本因素」『和平与发展』
- [13] 逯新红（2023）「新形势下中日韩产业合作的思路，原则与路径」『全球化』
- [14] 谢谦（2023）「全球数字经济规则议题特征，差异与中国应对」『改革』
- [15] 袁波·潘怡辰·王清晨（2023）「RCEP生效一周年：贸易投资进展，原因与启示」『国际经济合作』
- [16] 贾昭靖·郭志超（2023）「RCEP背景下中日韩服务贸易国际竞争力影响因素研究」『商场现代化』
- [17] 聂新伟（2023）「服务贸易制度型开放：理论逻辑，策略选择与进阶路径—兼论推进中日韩自由贸易协定谈判的策略构想」『财经智库』
- [18] 许明（2023）「RCEP对中国产业链供应链影响机制与优化路径研究」『亚太经济』
- [19] 樊晶慧·朱方林·朱大威（2023）「RCEP对中国出口日本农产品贸易影响及潜力分析」『江西农业学报』
- [20] 谭红梅·王琳（2022）「RCEP下中日韩经贸合作机遇，挑战及对策」『经济纵横』
- [21] 袁波·王蕊·潘怡辰等（2022）「RCEP正式实施对中国经济的影响及对策研究」

『国际经济合作』

- [22] 平力群（2022）「中日韩FTAの进程与展望—以RCEP的影响为中心」『东北亚学刊』2022(01), pp 116-129
- [23] 翁东玲（2021）「RCEP签署后中日韩FTA面临的机遇与中国的应对」『亚太经济』
- [24] 原幅力・李欣（2021）「RCEP对中日韩自贸区建设的影响及推进路径」『经济论坛』
- [25] 韩剑・许亚云（2021）「RCEP及亚太区域贸易协定整合—基于协定文本的量化研究」『中国工业经济』
- [26] 黄会丹（2019）「RCEP背景下中日农产品贸易现状与潜力分析」『河南工业大学学报』（社会科学版）
- [27] 中岡真紀（2021）「地域的な包括的経済連携協定（RCEP）協定に関する見解」『経済学年誌』
- [28] 福永佳史（2013）「RCEP協定における紛争解決制度に関する考察」『日本国際経済法学会年報』

（りょう・かんが／経済学研究科博士前期課程）

（おおしま・かずつぐ／経済学部教授／2025年1月14日受理）

The Strategic Shift of Chinese Towel Enterprises by the Conclusion of the RCEP Agreement

LIANG Huane
OSHIMA Kazutsugu

This article takes the implementation of RCEP as the background to analyze the impact and development trend of towel trade between China and Japan. By studying the influencing factors of RCEP on Sino Japanese towel trade, this article aims to gain a deeper understanding of the changes, opportunities, and challenges in this trade field.

Firstly, the introduction introduces the background, purpose, and significance of the study. Secondly, the background and overview section of RCEP explains the definition, establishment background, main objectives and principles of the trade agreement.

Subsequently, the current situation analysis section of the towel trade between China and Japan comprehensively analyzed the trade from aspects such as development history, scale and structure, geographical distribution, etc. subsequently, this article analyzes the influencing factors of RCEP on Sino Japanese towel trade and explores the impact of factors such as the overall environment, policies, and markets on trade. Then, based on the opportunities and challenges of Sino Japanese towel trade after RCEP, the development trends of this trade were analyzed, including innovation and upgrading trends, cooperation, and complementary development directions. Furthermore, this article proposes policy recommendations and countermeasures for the government, enterprises, and other relevant stakeholders.

Subsequently, an empirical study on towel trade between China and Japan under RCEP was conducted, and the research methods, data sources,

and case analysis results were discussed in detail.

Finally, the conclusion and outlook section summarize the main research conclusions, points out the limitations and shortcomings of this study, and proposes future research prospects.

在日および在日経験中国人の日本における 就業動機に関する研究

—— 在日中国人および在日経験者を対象とした

アンケート調査の結果から ——

符 源
大 島 一 二

1. はじめに

1.1. 研究背景

周知のように、日本においては連続 14 年間の人口減少と少子高齢化の深化によって、一部の業界においては、深刻な労働力不足問題が発生している。この問題によって、各企業の経営への影響、さらには日本全体の経済成長の停滞などがもたらされ、さまざまな社会的および経済的課題が惹起されている。こうした問題の深化に伴って、深刻な労働力不足の緩和のため、近年日本政府は、外国人労働力に対する一連の日本への誘致政策、滞在延長政策を推進してきた。

最新の日本法務省から公表されたデータによれば、2023 年 12 月末時点の、中長期にわたって日本に滞在する外国人数は 342.0 万人に達し、前年比で 10.9% 増加し、過去最高を記録した。このうち在日中国人は 821,838 人であり、在日外国人全体の 24.1% を占めている。

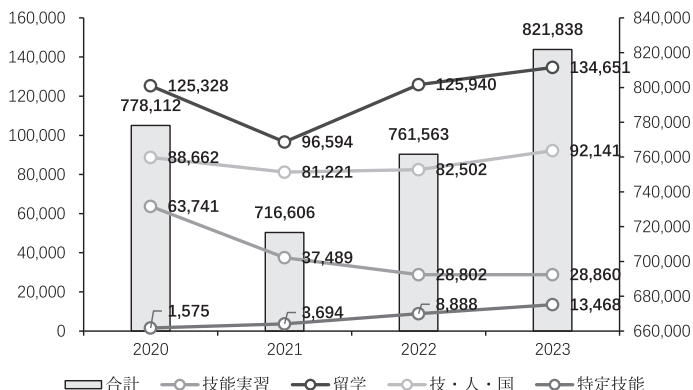
とくに、在日中国人に注目すれば、近年の顕著な特徴として、一般の非熟練労働力としての就業ではなく、いわゆる高度人材としての留学、就業層の増加が顕著である。これは「留学生 30 万人計画」による日本政府による留

キーワード：外国人技能実習制度、留学、中国人労働者、在留資格

学生受け入れの促進¹⁾、「特定技能」制度の新設²⁾、「高度人材受入」の促進³⁾などの、日本政府による外国人労働力、とくに高いレベルの人材の誘致政策の実施によるものである。こうした人材の顕著な増加により、逆に「技能実習」等の非熟練労働の比率は減少傾向にある。この動向は日本政府が意図したように、国際的に優秀な人材の吸引にある程度の成果をあげていると考えられる（図 1 参照）。また同時に、こうした在日中国人の在留資格構造の変化は、中国国内の経済発展に伴う、中国人の日本に滞在する目的と動機の大きな変化を反映したものとも考えられる。

-
- 1) 「留学生 30 万人計画」は、2008 年当時の福田康夫首相が政府の施政演説において、「2020 年までに外国人留学生の数を 30 万人に増やすことを目指す」と述べたことに起因している。同年 7 月 29 日には文部科学省がこの『留学生 30 万人計画』を正式に発表した。日本出入国管理統計表によれば、この年、日本に留学している外国人留学生は 123,829 人だった（うち中国人留学生は 72,766 人）が、これを 30 万人に増加させるというものである。この「留学生 30 万人計画」骨子により、日本のグローバル戦略の一環として、2020 年までに留学生の数を 30 万人に増やす計画が立てられ、同時に、高度な人材の受け入れと組み合わせ、戦略的に優秀な留学生を引き付ける計画も示された。アジアをはじめとした他国への知的国際貢献を継続していくことも目的となっている。
 - 2) 日本政府は「出入国管理及び難民認定法」を改正し、特定技能制度の法的根拠を提供した。この改正案は 2018 年 12 月に国会で可決され、2019 年 4 月に正式に施行された。政府は各業界団体、企業、関連部門と協議し、特定技能制度の適用業種を決定した。これらの業種は、主に労働力不足が深刻な 14 分野（介護、建設、農業、外食産業など）である。
 - 3) 2008 年 7 月から内閣官房長官の下に参集された「高度人材受入推進会議」では、専門的・技術的分野の在留資格を持って外国人労働者を対象とする、「外国高度人材受入政策の本格的展開を（報告書）」了承した。報告書では、高度外国人材の受け入れを推進することが日本重要な経済戦略であると述べている。「国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材」であり、「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材」と定義付けている。

図1 在日中国人の総人数及び「技能実習」、「技人国」⁴⁾、「留学」、「特定技能」の4在留資格構成の推移(単位:人)



資料:出入国在留管理庁「令和2-5年末現在における在留外国人数について」に基づいて筆者作成。

1.2. 本稿の課題

すでに符源・大島一二(2024)では、2020年当時、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、在日中国労働者総数が減少するなかで、とりわけ「技能実習」階層人数が3年間で大きく減少したが、その一方で、「専門・技術」および「特定技能」などの在留資格を取得した中国人労働者は増加していることを指摘している。その要因として、日本の生活の質が比較的高く、社会福祉制度が充実しており、社会の安全性と安定性も高いことに言及している。これらの要因は、中国の一定以上の能力・技術を有する労働者が日本での長期の就業と生活を希望する理由の一つと考えてよいだろう。

このように、日本の外国人受け入れ政策の変化等により、在日外国人数が増加している現在において、新しい階層の拡大や中国人の来日動機についての研究の重要性は徐々に深まっている。

この問題に関連する研究として、永草光葉・佐藤赳・川崎賢太郎・鈴木宣

4) 本稿では「技術・人文知識・国在業務」在留資格を慣例に基づいて「技人国」在留資格とする。

弘 (2023) は、ベトナム実習生を対象とした研究において、来日目的に関する変数である技術習得が目的で来日した実習生は延長意欲が上昇し、逆に金銭目的で来日したベトナム実習生は延長意欲が低下する傾向があると指摘している。このことを換言すれば、目前の短期的な利益のために来日するベトナム人の滞在延長意欲は低下し、将来のキャリアアップによる長期的な利益のために来日するベトナム人の意欲は上昇していることを示していると考えられよう。つまり、来日ベトナム人においても、日本での長期的な定住や就労に対する関心が高まっていることが反映されている。彼らも自らのキャリアアップ、安定した生活環境、将来の個人的な展望に、より強い関心を持っていると考えられる。

この現象は、来日中国人労働者においてさらに顕著な現象となっていると考えられよう。過去においては主に技能実習生や留学生の身分で、目前の利益を求める者が多かったが、現在は、専門家、企業家、富裕層、技術者などを希望する者が増加傾向にある。つまり、以前は前述のベトナム人の事例と同様に、短期的な利益を求めて来日するケースが多かったが、近年の中国経済の発展により、中国国内での賃金水準も上昇し、来日動機が多様化し、学歴、資格、技術習得等を求める者が増加していると考えられよう。

こうしたことから、暫定的に本稿では、中国人労働者の来日動機を以下の A・B・C の三つの動機を設定し、検討を行う。A は経済的な動機であり、とくに就業機会や賃金の獲得を目的としている。B は社会的な動機である。紛争の回避、またはより良い政治環境や社会福祉の追求によるものである。C は個人的動機であり、家族の再会、生活の質の向上、日本文化への関心、気候や環境の相違による動機である。

1. 3. 研究の目的

本稿では、在日中国人とすでに帰国した中国人を対象としたアンケート調査の結果に基づいて、来日中国人の来日動機、行動様式、直面する課題について分析し、来日中国人の目的を明確にすることで、現在の日本政府の外国

人の受け入れ政策との同一点，相違点を明らかにすることである。

2. アンケートの概要

2.1. 調査概要

本稿作成に関係するアンケート調査においては，来日中国人に対して，①なぜ日本を選択したのか，②来日動機は何か，目標達成には言語・文化・生活等において困難があったか。③日本に長期滞在する理由，中国に帰国した理由について明らかにすることを目的としている。

本調査では調査対象に応じて以下に示す3つの調査を実施している。

- ① 「専門・技術」対象：関西国際空港について人材派遣業務しているF社の派遣社員と直接アンケート調査を実施した（10名）。また，個別に留学後，日本で就職し，在留資格「技術・人文知識・国際業務（技術人国）」等を取得した中国人従業員（10名）を対象にインターネットアンケート調査を実施した。
- ② 「留学」対象：大阪府の3学校（M大学，S大学，O専門学校（日本語学部）の在学生および帰国した卒業生を対象に，対面聞き取り方式で18人，インターネットアンケート調査で42人実施した。
- ③ 「技能実習・特定技能」対象：岐阜県建築企業K社，北海道製造企業D社，大阪府食品加工企業I社の従業員およびすでに帰国した就労者を対象にインターネットアンケート調査（20名）を実施した。

2.2. アンケートの参加者の特徴

アンケート対象者のフェイスシートについて表1に示した。

1. アンケート回答者（計100人）の構成は，「留学」60人（60%），「技能実習・特定技能」20人（20%），「専門・技術」20人（20%）である。
2. 年齢別は，①25歳以下が「留学」39人，「専門・技術」3人，「技能実習・特定技能」1人である。②25～35歳が「留学」21人，「専門・技術」12人，「技能実習・特定技能」9人である。35歳以上が「留学」

0 人, 「専門・技術」5 人, 「技能実習・特定技能」10 人である。

3. 性別は, 男性 64 人 (64.0%), 女性 36 人である (36.0%)。
4. 日本語能力は, 全員 JLPT N5 以上に合格している。「留学」N 4, 2 人, N 3, 22 人, N 2, 17 人, N 1, 19 人。「専門・技術」N 4, 1 人, N 3, 8 人, N 2, 5 人, N 1, 6 人, 「技能実習・特定技能」N 4, 5 人, N 3, 12 人, N 2, 3 人, N 1, なし。
5. 学歴は, 「留学」高校 15 人, 専門 7 人, 学部 30 人, 修士 5 人, 博士 3 人。「専門・技術」高校 4 人, 専門 5 人, 学部 10 人, 修士・博士なし。「技能実習・特定技能」高校 8 人, 専門 10 人, 学部 2 人, 修士・博士なし。

表 1 アンケート対象者(合計 100 人)のフェイスシート

(単位:人)

合計 100 人		留学生	専門・技術	技能実習・特定技能
年齢	25 歳以下	39	3	1
	25～35 歳	21	12	9
	35 歳以上	0	5	10
男女別	男	36	12	16
	女	24	8	4
日本語レベル (JLPT)	N 5	0	0	0
	N 4	2	1	5
	N 3	22	8	12
	N 2	17	5	3
	N 1	19	6	0
学歴	高校生	15	4	8
	専門生	7	5	10
	学部生	30	10	2
	修士	5	0	0
	博士	3	0	0

資料:アンケート結果から筆者作成。

この調査結果から得られた各階層の代表的なフェイスシートは表 2 のようになる。

年齢階層では、「留学」が最も若く、「専門・技術」、「技能実習・特定技能」はやや高い。学歴から見ると、「留学」と「専門・技術」は基本的に大学卒以上であり、「技能実習生・特定技能」は多くが専門学校程度の学歴である。日本語能力レベルは、「留学」と「専門・技術」は、「技能実習・特定技能」より高い。

表2 代表的なフェイスシート

	留学	技能実習・特定 技能	専門・技術
年齢層	25歳以下	35歳以上	25～35歳
学歴	大学学部	専門学校	大学学部
日本語能力水準	N2～3	N4	N1～2

資料：調査結果に基づいて筆者作成。

3. 来日動機

3.1. 来日動機に関する質問

前述のように、経済的動機（A）、社会的動機（B）、個人的動機（C）の三つの動機が存在すると仮定する。具体的な質問として以下の通りである。

経済的動機（A）：①物価が安い、②賃金が高い。

社会的動機（B）：①中国国内の競争が激しい、②日本は治安が良い、③日本は就職が容易。

個人的動機（C）：①日本は試験や面接が容易、②中国に近い、③在留資格取得が容易、④その他。

3.1.1. 在留資格別来日動機

表3によると、今回の調査対象の来日理由において最も多いのはCの個人的動機で（45%）、以下、Bの社会的動機（38%）、Aの経済的動機はかなり低い（18%）。個別理由を見ると、留学生は「中国国内の競争が激しい」が最も多く、「就職が容易」は最も少ない。技能実習生は「中国に近い」が最も多く、「物価が安い」は最も少ない。専門・技術は「賃金が高い」が最も

多く、「物価が安い」が最も少ない。このように、来日理由においては在留資格別に一定の相違があることがわかる。

表 3 在留資格別来日動機

(単位:人, %)

		留学	技能実習・ 特定技能	専門・技術	比率 (%)
A	物価が安い	12	0	0	6
	給料が高い	8	8	9	12
	合計	20	8	9	18
B	中国国内の競争が激しい	29	8	7	21
	治安が良い	13	1	3	8
	就職が容易	4	12	2	9
	合計	46	21	12	38
C	試験や面接が容易	7	6	2	7
	在留資格取得が容易	20	2	4	12
	中国に近い	26	16	6	23
	その他	4	0	1	2
	合計	57	24	13	44

注:3 項目まで重複可能。「試験や面接が容易」の場合、「留学」は試験,「技能実習・特定技能」・「専門・技術」は面接試験を意味する。

資料:アンケート結果から筆者作成。

3. 1. 2. 在留資格別来日目的

つぎに、来日目的について質問した。表 4 によると、「留学」にとって、主要な来日目的は学歴取得であり、続いて、日本での長期就職、日本文化に関心、日本語の学修であった。これにたいして「技能実習・特定技能」はすべて経済的利益のためであり、長期就職を希望する者は 60% を占めている。「専門・技術」は、長期就職が最も多く、続いて日本文化に関心、日本語習得、技術習得であった。

表4 主要な来日目的

(単位:人, %)

目的	留学		技能実習・ 特定技能		専門・技術		合計 (%)
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	
日本での長期就職	12	20	12	60	9	45	33
学歴または技術の習得	34	57	8	40	2	10	44
日本語の習得	5	8	0	0	3	15	8
日本文化に関心	8	13	0	0	6	30	14
その他	1	2	0	0	0	0	1

資料:アンケート結果から筆者作成。

3. 1. 3. 来日後の主要な困難

つぎに来日後の主要な困難についてみてみよう(表5参照)。まず、「留学」は、在留資格の取得が主要な障害となっている。「技能実習・特定技能」は日本語の習得と高額な費用が主要な困難であった。「専門・技術」は、在留資格の取得に深刻な困難を感じている。

全体的に見ると、基本的に来日には様々な困難が存在し、「なし」との回答は少ない。とくに日本語習得が最大の課題である。次に高額な費用、在留資格の取得と続く。

表5 来日後の主要な困難

(単位:人, %)

困難	留学		技能実習・ 特定技能		専門・技術		合計 (%)
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	
日本語の習得	13	22	10	50	5	25	28
高額な費用	12	20	8	40	5	25	25
在留資格取得	17	28	2	10	6	30	25
学校や会社への申請	16	27	0	0	3	15	19
とくになし	2	3	0	0	1	5	3

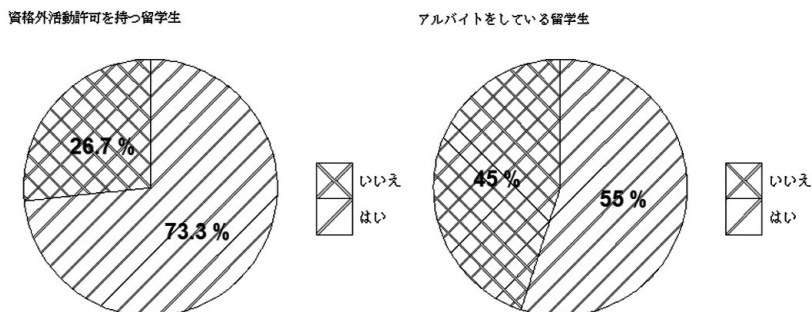
資料:アンケート結果から筆者作成。

3.2. 留学生のアルバイト

図2によると、資格外活動許可⁵⁾を持つ留学生は73.3%で、26.7%の留学生は申請していないことがわかる。しかし、実際にアルバイトをしている学生は55%程度に留まっている。つまり、アンケート調査対象の中国人留学生の約半数はアルバイトを行っていないことがわかる。

この理由としては、中国経済の発展により収入が増加したことが挙げられるが、ヒアリングで聞かれた理由として、アルバイトによって得られる収入が、アルバイトに費やす時間を専門的な学習に充ててより希望の進学および技術・資格の取得によって得られる長期的な利益には遠く及ばないという意見がみられた。

図2 留学生のアルバイト参加



資料: アンケート結果から筆者作成。

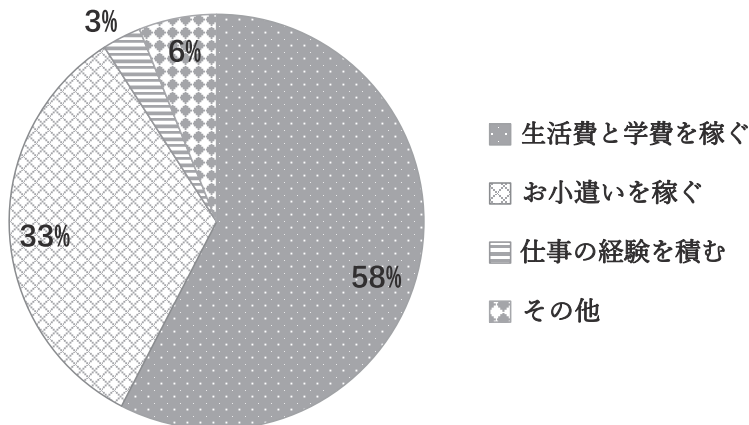
また、アルバイトを行う理由としては、図3のように、4つの回答を掲げた。つまり、「学費・生活費の獲得」、「趣味のための小遣い調達」、「仕事の経験を積むため」、「その他」である。

回答結果としては、「学費・生活費の獲得」58%、「趣味のための小遣い調達」33%、「仕事の経験を積むため」3%、「その他」6%であった。その他

5) 資格外活動許可とは、現に有している在留資格に起因しない報酬を受ける活動に参加する場合に必要な許可である。https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00045.html

には、日本語の習得などが含まれる。「仕事の経験を積むため」は最も少ないが、一般的に、アルバイトは将来希望する職種と直接的につながらないと考えられているのであろう。

図3 アルバイトを行う理由



資料: アンケート結果から筆者作成。

3.3. 日本での長期就業意欲

つぎに、日本での長期就業意欲についてみてみよう。表6によると、「日本での長期就業を希望する」との回答は、「留学」(41人, 68%), 「技能実習・特定技能」(20人, 100%), 「専門・技術」(15人, 75%)と、いずれも高かった⁶⁾。

6) 留学生の比較的多数は、日本で卒業後に「専門・技術分野」在留資格に転換していることから、こうした結果が得られた可能性が高い。出入国在留管理庁の「令和3年における留学生の日本企業等への就職状況について」によれば、「留学」等の在留資格をもって在留する外国人が我が国の企業等への就職を目的として行った在留資格変更許可申請に対して処分した数は31,955人(注)で、このうち28,974人が許可されている。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001386483.pdf>

表 6 日本で長期就職を希望するか

(単位:人, %)

在留資格	はい		いいえ	
	人数	比率	人数	比率
留学	41	68	19	32
技能実習・特定技能	20	100	0	0
専門・技術	15	75	5	25
合計	76	76	24	24

資料:アンケート結果から筆者作成。

しかし、日本での長期就業を希望する理由は一様ではない。「留学」にとって、日本での就業の最大の目的は、日本の永住権の取得である。またこの階層では日本の賃金水準は低くない。これにたいして「技能実習・特定技能」は、日本の「職場環境が良好」とする回答が 50% を占め、「永住権取得のため」や「成長が見込める」は皆無である。いうまでもなく、技能実習生資格で日本の永住資格を取得し、大きな発展を実現することは非常に困難であることを反映していると考えられる。

この一方、一定の専門知識と学歴を有する場合、日本の賃金水準は高く、長期的な日本での就業を希望する比率が高まる。このように、一定の専門知識と学歴を有する階層にとって、日本での就業は一定の魅力があると考えられる(表 7 参照)。

表 7 日本で長期就業を希望する理由

(単位:人, %)

理由	留学		技能実習・特定技能		専門・技術	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
賃金が高い	11	27	6	30	7	47
永住権取得のため	12	29	0	0	1	7
職場環境が良好	2	5	10	50	2	13
就職が容易	5	12	4	20	1	7
成長が見込める	8	20	0	0	4	27
その他	3	7	0	0	0	0

資料:アンケート結果から筆者作成。

このように、全体の4分の3の回答は日本での長期滞在を希望しているが、4分の1は帰国を希望している。この帰国を希望する理由は以下のとおりである（表8参照）。

表8 中国への帰国を希望する理由（単位：人，%）

理由	留学		専門・技術	
	人数	比率	人数	比率
日本の賃金が低い	1	5	0	0
家庭の事情	5	26	1	20
日本の職場に不適合	5	26	2	40
帰国すればより良い発展がある	8	42	1	20
中国は就職が容易	0	0	1	20
その他	0	0	0	0

資料：アンケート結果から筆者作成。

表8によると、中国への帰国を希望する理由は、「留学」は、「帰国すればより良い発展がある」、「日本の職場に不適合」、「家庭の事情」と続く。「専門・技術」の場合、「日本の職場に不適合」が多い。両者とも「中国は就職が容易」選択は少ない。

3.4. 希望する賃金水準

表9によると、全ての在留資格の中で、「20万円」の給与を希望する人はわずか2人しかおらず、この給与水準では中国人求職者にとって魅力は少ない。「20～30万円」が最も多い希望給与の範囲で、「留学」のおよそ半数と「技能実習・特定技能」の大多数であるが、「専門・技術」は約3分の1に留まっている。「30～50万円」の給与は「20～30万円」の次に多く、「留学」40%、「技能実習・特定技能」30%、「専門・技術」35%となっている。「50万円以上」は比較的少ないものの、一定の比率があり、「専門・技術」で30%がこれを選択している。「専門・技術」はそのスキルの高さに対応した賃金を希望していると考えられる。

表 9 日本での就職希望の月給

(単位:人, %)

希望月給 (万円)	留学		技能実習・特定 技能		専門・技術		合計
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	
20 万円まで	1	2	1	5	0	0	2
20 万円以上 30 万円未満	28	47	13	65	7	35	48
30 万円以上 50 万円未満	24	40	6	30	7	35	37
50 万円以上	7	12	0	0	6	30	13

資料:アンケート結果から筆者作成。

希望する将来の進路については、表 10 によると、①「日本で長期就労」が 42% と最も多く、「留学」、「技能実習・特定技能」、「専門・技術」のすべてで、この希望が多い。特に「技能実習・特定技能」では 70% と高い。これにたいして、②「必ず中国に帰国」は 21% で、3つの在留資格のいずれも約 20% を占めている。また、③「機会があれば、中国に帰国」という、中国帰国を希望するものの様々な理由で今すぐに帰国できず、適切なタイミングを待っているとの回答も 21% あるが、「専門・技術」はやや高く、「技能実習・特定技能」はやや少ない。総じて言えば、②と③の合計は、「日本で長期就業」とほぼ拮抗している。また、「未定」も 15~20% 程度存在している。

表 10 希望する将来の進路

(単位:人, %)

将来の進路	留学		技能実習・ 特定技能		専門・技術		合計
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	
日本で長期就労	21	35	14	70	7	35	42
必ず中国に帰国	13	22	4	20	4	20	21
機会があれば、中国に帰国	15	25	2	10	5	25	22
日本・中国以外の国を希望	2	3	0	0	0	0	2
未定	9	15	0	0	4	20	13

資料:アンケート結果から筆者作成。

3.5. 日本での長期就職のメリット

表 11 によると、日本で就職する一番重要なメリットは「賃金が高い」である（45%）。特に「専門・技術」はこの傾向が顕著である。続いて「中国に近い」（42%）であり、特に「留学」はこの比率が高い。さらに、「日本文化に関心」（39%）が高く、とくに「技能実習・特定技能」が高い。このほか、「治安が良い」（28%）と続く。この一方、「物価が安い」・「在留資格取得が容易」は低い。基本的に、給与の高低は依然として主導的な地位を占めているが、文化の関心や社会の安定といった理由も大きなメリットとなっている。

表 11 日本での就職のメリット (単位:人, %)

理由	留学		技能実習・ 特定技能		専門・技術		合計
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	
物価が安い	6	6	0	0	2	6	8
賃金が高い	25	25	8	20	12	38	45
日本文化に関心	15	15	16	39	8	25	39
中国に近い	29	29	7	17	6	19	42
治安が良い	16	16	9	22	3	9	28
在留資格取得が容易	5	5	1	2	1	3	7
その他	3	3	0	0	0	0	3

注:複数回答。

資料:アンケート結果から筆者作成。

この一方、長期滞在する際の問題点を質問している。表 12 によると、長期的に日本で就業する際の障害としては、最大の問題が「言語の障害」であり、特に「技能実習・特定技能」のほぼ半数がこれを選択している。次に「社会交流の問題」であり、これは「言語の障害」から派生している場合が多く、「技能実習・特定技能」の約三分の一がこの理由を選択している。

一方で、「留学」、「専門・技術」は基本的に一定水準以上の日本語教育を受けているため、「言語の障害」と「社会交流の問題」の比率はそれほど高くない。「留学」にとって、日本での就職問題が、日本に長期間滞在する際

の最大の問題である。一方、「専門・技術」とっては、文化の相違が最大の問題である。

表 12 日本に長期滞在する際の障害

(単位:人, %)

問題点	留学		技能実習・特定技能		専門・技術		合計 (%)
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	
在留資格の問題	17	14	0	0	6	15	23
就職の問題	26	22	1	3	6	15	33
言語の障害	17	14	18	45	7	18	42
文化の相違	22	18	2	5	8	20	32
社会交流の問題	15	13	14	35	5	13	34
家庭の事情	14	12	5	13	4	10	23
その他	9	8	0	0	4	10	13

注:複数回答。

資料:アンケート結果から筆者作成。

4. まとめにかえて

周知のように、日本は少子高齢化による労働力不足や消費低迷などの長期的な課題の存在により、近年、能力と意欲を持つ外国人を積極的に受け入れる政策に転換しつつある。そこで、外国人の中で最も多い中国人がなぜ日本を選択するのかを、今回のアンケート調査を通じて検討した。

まず、来日中国人が日本を選択した主な理由は、前述したように、社会的理由と個人的理由であった。これは現在の日本が中国人を引き寄せる主な要因が、日本の社会制度や文化、さらには地理的な利便性であることを示している。その結果、海外移住を希望する中国人にとって、日本は希望する移住先の一つとして存在することとなったといえよう。

しかし、在留資格別に見ると動機には一定の相違がある。「留学」は主に日本が地理的に近いことや日本文化への関心などの理由から選択するが、経済的な理由はあまり考慮していない。これにたいして、「技能実習・特定技能」にとって、日本を選択する主な理由は社会的なものであり、彼らは「留

学」・「専門・技術」のような高い学歴や専門技術を有していないため、日本の労働環境や福利厚生はより魅力的であり、これも中国国内の一般的な労働者が直面している困難をある程度反映しているといえる。一方、相対的に高い技術や学歴を有する階層である「専門・技術」が日本を選択する理由は、高い給与と、経済的要因が主要な要因となる。

このように、在留資格の相違に注目しただけで、同じ在日中国人においても、その意識と選好は大きく異なることが明らかになった。注目すべき点であり、今後さらに精査していく必要があろう。今回は調査時間の限定から、調査対象サンプルの数量と多様性に限界が存在していたため、今後さらにこの種の調査を継続して進めていきたい。

謝辞：本研究は、JSPS科研費JP23K05437 の助成を受けたものである。

参考文献

- 呉丹藝（2020）「外国人技能実習生導入に伴う農家の変容と実習生の来日要因と意識」『法政地理』第52巻，pp 23-43。
- 永草光葉・佐藤赳・川崎賢太郎・鈴木宣弘（2023）「外国人技能実習制度における在留資格延長意欲の決定要因」『農業経済研究』第94巻第4号，pp 245-250。
- 符源・大島一二（2024）「中国人労働力の日本への派遣の現状 および在留資格選択に関する分析 ―岐阜県の監理団体の事例を中心に―」『桃山学院大学経済経営論集』第66巻，第4号。
- 日本文部科学省（2008）「留学生 30 万人計画」骨子https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/_icsFiles/afieldfile/2019/09/18/1420758_001.pdf
- 出入国在留管理庁（2018）「入管法及び法務省設置法改正について」<https://www.moj.go.jp/isa/content/930001399.pdf>
- 総務省（2019）「高度外国人材の受入れに関する政策評価書（要旨）」https://www.soumu.go.jp/main_content/000627722.pdf
- 出入国在留管理庁（2020）「特定技能ガイドブック」<https://www.moj.go.jp/content/001326468.pdf>
- 出入国在留管理庁（2024）「令和5年末現在における在留外国人数について」<https://>

www.moj.go.jp/isa/content/001415139.pdf

※上記web資料の最終閲覧日は全て 2024 年 6 月 23 日である

(ふ・げん／経済学研究科博士後期課程)

(おおしま・かずつぐ／経済学部教授／2025 年 2 月 19 日受理)

A Study of the Motives of Chinese Residents and
Experienced Residents in Japan for Working in Japan
— A Questionnaire Survey of Chinese Residents and Experienced
Residents in Japan —

FU Yuan

OSHIMA Kazutsugu

The author has already pointed out that in 2020, while the total number of Chinese workers in Japan was decreasing due to the spread of the new coronavirus, the number of “technical internship” class members decreased significantly over three years, while the number of Chinese workers with “professional/technical” and “special skills” status of residence was increasing. However, the number of Chinese workers with “professional-technical” and “special skills” statuses is increasing. As factors for this increase, the report mentions the relatively high quality of life in Japan, the well-developed social welfare system, and the high level of social safety and stability. These factors may be considered one of the reasons why Chinese workers with a certain level of ability and skill desire to work and live in Japan for a long period of time.

Thus, among Chinese workers in Japan, while in the past many were mainly in the status of technical interns or foreign students seeking immediate benefits, today an increasing number wish to become professionals, entrepreneurs, wealthy individuals, engineers, and the like. In other words, the recent development of the Chinese economy has led to an increase in the level of wages in China, and the motives for coming to Japan have become more diverse, with an increasing number of people seeking academic credentials, qualifications, and technical training.

Therefore, based on the results of a questionnaire survey of Chinese

living in Japan and Chinese who have already returned to their home countries, this paper analyzes the motives, behavioral patterns, and challenges faced by Chinese who have come to Japan, and clarifies the same points and differences with the current Japanese government policy of accepting foreign nationals by clarifying the objectives of Chinese who have come to Japan.

日本の建設業における 外国人労働力の増大と課題

大 脇 淳 一
大 島 一 二

1. はじめに

1.1. 研究の背景

日本では少子高齢化により労働人口が減少しており、多くの業界で労働力不足が深刻な問題となっている。ここでいう労働力不足とは、ある国や地域において、個別企業や産業全体が必要とする労働者の数が十分に確保できない状態を指す。これは、特定の職種や技術を持つ人材が不足している場合や、地域的な偏在、人口動態の変化などが原因で発生する。この労働力不足状態が続くと、企業および当該産業の生産性向上や成長が妨げられる可能性があり、経済全体に影響を与えることとなる。日本の建設業界ではとくにその傾向が著しく、後述するように、長期にわたって若年層の参入が限定的であったことに加えて、2010年代後半から、東京オリンピック、関西万博、大型インフラ整備プロジェクトなどの大規模な建設需要が増加したため、必要な労働力の量と質を確保することがますます難しくなっているのが現状である。

2024年のデータによると¹⁾、日本の建設業に従事している労働者は約477万人であるが、その多くが高齢者であり、新たな若年労働者の参入が進んで

1) 総務省統計局「労働力調査」<https://www.stat.go.jp/data/roudou/index.html>

キーワード：外国人技能実習制度、建設業、外国人労働者、労働力不足

いない問題が各方面から指摘されている。また、建設業は身体的に厳しい労働環境にあるため、高齢者には体力的な負担が過大となり、多くの中高年労働者の定年前の引退が促進され、容易に労働力不足が発生する構造にある。

このため、今後予想される高齢の熟練労働者の離職増大と、建築関係技術の継承の問題を改善するために、外国人労働者の受け入れや技術革新による生産性向上などが求められ、その対策として、現実には 2010 年前後から外国人労働者の導入が急速に進展している。しかし、多くのマスメディア報道および先行研究でも明らかなように、日本における外国人労働者の導入には失踪等の様々な問題が存在していることは周知のとおりである。

そこで本稿では、近年の日本の建設業の産業展開を把握した上で、日本の建設業の抱える最大の問題の一つである労働力問題を、とくに外国人労働者の導入とその課題についての検討を中心に分析する。

日本の建設業における労働力不足問題は、これまでもしばしば大きな問題として取り上げられてきた。様々な試行錯誤の末、この「人手不足」の問題を緩和するために、外国人労働者を積極的に受け入れる方向が徐々に固まり、これまで外国人労働力の受け入れ拡大政策が展開してきたといえよう。

具体的には、1990 年の在留資格「研修生」の創設、さらに 1993 年には開発途上国への技術移転を当初の目的とした「外国人技能実習制度」が設けられ、2019 年には滞在期間の延長およびより高い技術習得を目的に在留資格「特定技能」が創設された。『令和 6 年度年次経済財政報告（第 2 章 3 節）』によると、2007 年（外国人雇用状況報告が義務化）から外国人の就業は一貫して増加傾向で推移しており、2023 年には 205 万人と過去最高を更新している。

しかし、多くの先行研究からも明らかなように、外国人労働者の導入には様々な問題を抱えている。そこで、本研究では、建設業の生産システムを把握したうえで、どのような労働問題が存在するのかを浮かび上がらせ、「人手不足」に対する外国人労働者の課題を検討する。

1. 2. 先行研究と本稿の課題

1980年代までの建設労働に関する研究は、佐崎昭二・内山尚三・筆宝康之²⁾による一連の研究に詳しい。その中でも1990年代以降の建設業労働問題を扱う先行研究は、重層下請構造をはじめとする技術者に関する問題、労働力供給に関する問題、安全意識に関する問題、若年労働者および女性技術者に関する問題、外国人労働者に関する問題を扱う研究が多くみられる。

建設業は特に少子高齢化による担い手のギャップが大きい産業であると指摘されている。藤上輝之(1992)では、「他産業に追いつけない労働条件、技能工不足、建設労働者の高齢化、若年労働者の吸収難、外国人労働者問題等々、いわゆる「建設労働問題」の解決は、既に建設業界の自助努力の範囲を越えてしまっているように見える」と問題提起をしている。つまり、「技能工養成システムを内部的に持たない大手ゼネコン主導の「建設業」である限り、建設労働問題の抜本的解決はなし得ない」とし、「技能工の養成を日常業務の一つに取り込むのが本来の建設業であり、将来を含めての受注量の増加は、常にそれに見合う技能工の養成が伴うべく個々の経営主体において配慮されねばならない」としている。

近年、就業者の中でも、特に建設技能労働者の減少が著しいとの指摘がある。団塊世代の大量離職を控えた今、若年技能者の早急な確保が実現できなければ、建設産業の生産体系は破綻しかねない状況である。そこで、担い手確保に関する課題は、入職者の促進を図るためには、技能者の待遇改善であり、そのために、技能者個々の能力を向上させ、生産性を高めるために、入職から熟練までをカバーする明確な教育・訓練を実施することが必要不可欠である。そのための基盤づくりとして、まずは技能者を雇用し、社員化することで、継続的な教育・訓練が可能となるような環境を構築しなければならない。このように、技能者を育成し、生産性が向上することによって、おの

2) 佐崎昭二(1984)『90年代の建設労働入門』大成出版社。内山尚三(1983)『建設労働論』都市文化社。筆宝康之(1992)『日本建設労働論—歴史・現実と外国人労働者』お茶の水書房。

ずと働き方改革の促進にも繋がり、入職者の定着・確保にも好影響を与えることを明らかにした研究もある（笹沢隆文・古田真梨・蟹澤宏剛（2019））。

様々な政策により、労働者の雇用は徐々に増加傾向にあるが、依然として労務を下請けに頼る体質は変わってこなかったため、多様かつ複雑な建設労働力需給の仕組みを整理し、問題を顕在化させることを目的とした研究も存在する。建設業務における「労働者派遣」は禁止されているが、建設業における繁閑の調整弁を担っているのが、業界慣行として古くから建設業に根付いている企業間での技能者の融通を“応援”という。建設業に認められた合法的な労働力需給調整制度は「建設業務労働者就業機会確保事業」と「労働組合による労働者供給事業」の2つだけである。前者は、厚生労働大臣の認定を受ける必要があり、その認定は非常に困難を極めるため、現状は実質的には適正に機能し得ない、有名無実化した制度であるといえ、全国的に制度を拡大するためには、抜本的な制度運用の見直しが必要である。後者は、合法的な制度として認められ、人手が足りない繁忙期における有効な外部労働力として利用され、実際に震災等の自然災害が起こった際、急遽必要となった建設業務労働に対して有益に機能したという実績もある。しかし、労働組合の労働者供給事業によって供給される建設業務労働者は、主に「一人親方」と呼ばれる個人事業主で、「労働者」ではなく「個人事業主」として扱われるため、労災保険の対象外となり、法制的保護下に置けないといった問題が生じている。つまり、応援とは規制の対象であり、職業安定法は、労働者の強制労働や中間搾取の廃絶を目的とするものであるが、筆者の研究チームにおけるヒアリング調査からは、応援にはそうした実態は見受けられず、単純労働者を強引に現場に連れてくる悪質な労働者供給事業とは本質が異なるものとしている。労働力需給の調整は必要不可欠な要素であり、現行制度は適正に機能せず、その代替として、違法な労働者供給事業や応援が利用されている現状を踏まえながら、業界全体で適切な労働力需給体制を整えることが今後の課題であると指摘する研究もある（小松智之・蟹澤宏剛・田澤周平（2018））、（小松智之・蟹澤宏剛（2020））。

このような、国内での人手不足の状況下で、外国人労働者の受け入れが進展するなか、外国人労働力の就業と課題に関する研究も増加している。1990年代の外国人労働者の大半は不法就労者であると推察され、建設作業員と工員を合わせると全体の55.7%を占めていたが、その就労先は、個人経営や日本人従業員が「5人以下」の零細な事業所で就労するものが多かったとの指摘がある（阿部賢一・金子博治・藤原基文（1995））。

今日まで、建設業は高齢化による中心的世代の大量退出、入職者の確保が困難な状況、技能の世代間継承の断絶により、人手不足への危機感はますます強まっている。こうした状況を背景に、前述したように、2018年の改正入管法により「技能実習制度」に加え、「特定技能」が創設された。建設分野は5重点分野に当初から含まれていたことから業界全体の苦悩がうかがわれる。労働条件が厳しくトラブルの多い分野として認識され、求人面接の候補者を集めることが難しくなるという「魅力のない産業」としての建設産業の存続は、国内外からの新規参入者の積極的確保・育成なしには成り立たず、その制度の枠組みは構築プロセスの途上にある。このような中、改正入管法の成立は正面からの外国人労働者の受け入れという面で前進し、特定の行政機関や業界団体の役割や関与がますます深まりつつ、新たな産業秩序の再編が、業界一丸となって体現化しつつある管理側の統制強化の論理で進行する一方、若者の生活就労現場の実態をめぐる議論の場の形成が先送りされると、行政機関や業界団体の分断化の様相が一層複雑化していくことは避けがたいとの指摘もある（恵羅さとみ（2019））。

また、建設業での外国人労働者の活用に関して、外国人特有の労働災害リスクとして、日本語が十分に理解できない、慣習などの違いにより安全ルールを十分に守られないおそれがあるなどの指摘も多い。外国人実習生への安全対策として言葉の問題以外の対策は見受けられず、外国人特性を踏まえ、日本の定められた安全ルールを容易に遵守し、緊急対応が迅速に行えるような安全教育の拡充、新たな安全用品・教材等の開発も求められていると指摘する先行研究も多い（高木元也・庄司卓郎・呂健他（2018））など。

三大都市圏と地方圏の外国人労働者の受け入れは、首都圏に次いで地方圏で急増している。その急増の背景には、三大都市圏と異なり、技能実習生の増加があることが指摘されているが、建設業に関しては、首都圏等、都市部において建設需要が大きく、技能実習生の活用が集中しているとの指摘もある（塚崎裕子（2019）³⁾。

このように、日本の外国人労働者は、今後も日本の人口減少と高齢化により、受け入れ人数の拡大が見込まれ、その傾向は景気の好不況に左右されるよりも、より構造的、長期的拡大傾向である。そのような中、今後も建設業には、海外からの労働力に依存せざるを得ない体質があることは否定できず、構造的な外国人労働者依存が継続されるならば、受け入れた外国人労働者を一定の割合で定住化していくことは自然の流れであると指摘する研究もある（上林千恵子（2019））。

こうした先行研究を踏まえ、本稿では、現在の日本の建設業における外国人労働者の増加の実態を生産システムの面から検討し、建設業に付きまとう 3K（「きつい」「汚い」「危険」）という労働環境の実態を理解したうえで、今後の建設業の将来性を担保するための日本人の若年層就業希望者の育成と、外国人労働者の活用と供給という両方の観点から考察を加えていく⁴⁾。

2. 日本の建設市場の規模と課題

2. 1. 日本の建設業の展開

歴史的にみれば、建築行為は、古代においては使用者の自力によるもので、共同体の成立に伴って共同作業へと展開していったと考えられる。この共同作業の繰り返しから、ある種の専門職化が現れ日本の建設職人が登場した。日本における職人が社会身分として登場したのは 14 世紀前後で、中世

3) 一方で、総合建設会社を対象としたアンケート調査では、外国人技能実習制度の活用について、「あまり拡大するとは思わない」との回答が全体の 7.9% あり、その理由に、「田舎は地元雇用志向が強い」との回答も見られたことを指摘する研究もある（高木元也・庄司卓郎・呂健他（2018））。

4) 本稿はJSPS科研費23K05437の助成を受けたものである。感謝申し上げる。

における建築工は日常的な組織としての「座」を形成し、作業時の組織として番匠＝大工が置かれた。そして、15世紀に入ると「棟梁」という地位が現れる⁵⁾。

専門工の存在が安定すると、発注者らは彼らを中心に人を雇い建設行為を遂行し、専門工には働いた日数に応じて給与を支払う、「直営」と呼ばれるシステムが誕生した。直営は、工事に関わる責任が、発注者側に存在をすることを前提とし、専門工の役割は直接的な労務提供である。

専門工の地位は、熟練に至る過程や熟練レベルの個人差によって、親方・職人・徒弟などの階層が発生する。こうして専門工グループが形成され発展していった。この「親方制度」は、徒弟制度を通じて技能が養成され、作業管理機能、職人の雇用管理機能、賃金管理機能、教育管理機能など複数の機能を有する。

今日の資本主義経済下の生産システムの基盤は、明治期から大正にかけての近代化と請負業者の誕生によって築かれた。請負⁶⁾は幕末から明治期にかけての直営制度から発展し、鉄道工事などの公共工事の増加と競争入札制度の導入により、新しい請負人が増えていった。建築分野でも、明治期後半には、一部の町の棟梁が請負人に転身し、小規模な棟梁は下請けや職人になる動きが見られた。つまり、従来の職人の技術や信用に依存した請負業ではなく、一定の資本を有し、技術に精通し、資材や労働力の調達など建設工事全体のリスクを引き受ける現代的な建設業者が登場するようになったのである。

建設業は、1949年に制定された「建設業法」で、『元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう』と定義された。このことから、建設工事の発注者は、工事目的物を設計図書

5) (編著者) 松村修一、榎藤智之(執筆) 磯部孝行、岩村雅人、小笠原正豊、奥村誠一、片岡誠、佐々木留美子(2024)『建築新講座テキスト建築生産(第三版)』市ヶ谷出版社。

6) 請負の定義は民法にあり、「請負は当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して、その報酬を与えることを約することによってその効力を生ず」である。

等で請負者に明示し、工事一式の代金や工期などを請負者との間で取り決め、その完成に対して報酬を支払う。建設産業は、この請負の成立からスタートしたというのが定説である⁷⁾。

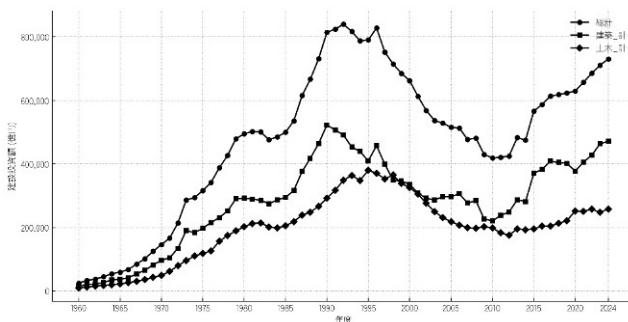
2. 2. 日本の建設市場の規模

国土交通省の「令和 4 年 建設業活動実態調査の結果」記者発表資料によると、2022 年の国内売上高は総額で 14 兆 7,243 億円であった。事業別にみると、土木建築工事が 10 兆 9,048 億円 (74.1%) で、以下、設備工事業 3 兆 1,534 億円 (21.4%)、建設関連業 2,604 億円 (1.4%)、不動産業、設備機器の製造・販売等のその他の事業が 4,058 億円 (2.8%) である。

日本の建設投資額（土木と建築の計）の推移をみると、バブル崩壊直後の 1990 年前後をピークに規模が縮小している（図 1 参照）。バブル経済期は、民間の設備投資を中心とした建築投資によって、建設投資全体が増加したが、バブル経済崩壊後、反動で建築投資が縮小する一方、景気対策の一環として公共事業を増加させている。

その後、2011 年以降、東日本大震災からの復興工事による好況によって

図 1 建設投資(名目値)の推移



資料：国土交通省「建設投資見通し」

7) (編著者) 松村修一, 権藤智之 (執筆著者) 磯部孝行, 岩村雅人, 小笠原正豊, 奥村誠一, 片岡誠, 佐々木留美子 (2024) 『建築新講座テキスト建築生産 (第三版)』市ヶ谷出版社。

特に建築投資額は増加傾向にあり、実際の需要量の変化を直接的に表す着工床面積の推移と照らし合わせると、年間2.5億㎡から3億㎡の水準に近付いた4回のピーク時に工事単価が上昇している。

1996年の上昇は、1997年の消費税率アップによる駆け込み需要が起因しており、リーマンショック後の2009年は、1991年ピーク時から約59%減少している。2009年リーマンショックまでは、建築投資額と建築着工床面積は連動傾向にあることが見て取れるが、リーマンショック以降は、2011年の東日本大震災を起因とする建築投資額と建築着工床面積の増加を最後に、建築着工床面積が減少する中で建築投資額は増加するという反転現象が現れている（図2参照）。

図2 着工床面積の推移



資料:国土交通省「建築着工統計調査」

2.3. 建設業の業種

日本では建設工事を行う者は、建設業許可を得る必要があり、建設業許可の種類は、一式工事2種⁸⁾、専門工事27種⁹⁾に細分化される。

しかし、軽微な建設にあたる①建築一式工事以外の工事で、1件の請負代

8) 土木一式工事、建築一式工事をさす。

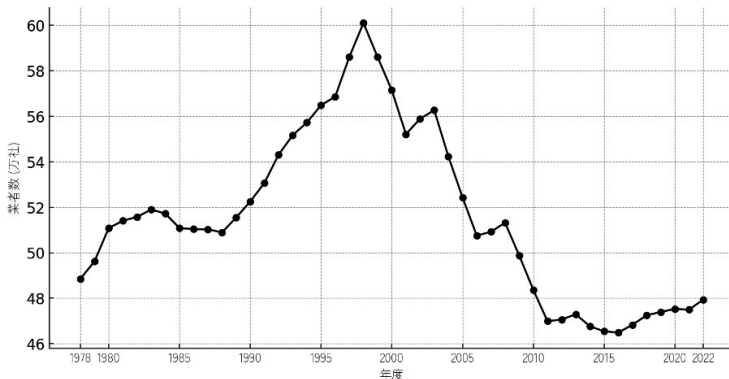
9) 大工工事、左官工事、とび、土工工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事をさす。

金の額が 500 万円未満の工事、②建築一式工事で、請負代金の額が 1,500 万円未満、もしくは延べ面積が 150㎡未満の木造住宅の工事の場合は、建設業許可は必要ない。

建設工事を請負う場合、元請（発注者から工事を請負う）が下請（元請負人が注文者として一部の工事を請負う）に依頼するか否かでさらに区分される¹⁰⁾。

許可業者数は、1971 年の建設業法改正により、登録制から許可制に移行したことで、未登録業者が急増した。その後、バブル経済崩壊後の市場低迷期には許可業者数が増加し、バブル経済期や消費税増税前の駆け込み需要があった市場拡大期には減少や増加率が低下した。しかし、2000 年以降の市場縮小期においても、許可業者数は減少し続けており、建設業を取り巻く環境の変化と行動様式の変化を示している（図 3 参照）。

図 3 許可業者数の推移



資料：国土交通省「建設業許可業者数調査」

10) その区分は、特定建設業（元請として工事を請負い、4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上の工事を下請会社に依頼）と、一般建設業者（元請として工事を請負い、4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）未満の工事を下請会社に依頼）で、下請業者が孫請会社に 4,500 万円以上の金額で工事を出しても特定建設業には当たらず、元請業者が自らすべての工事を行う場合も特定建設業には当たらない。

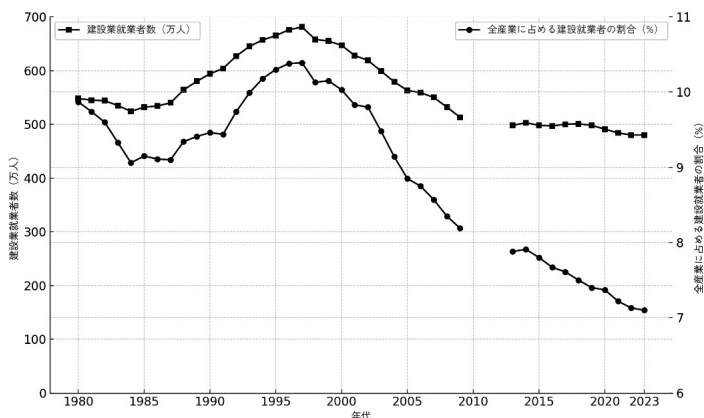
3. 日本の建設業の労働力問題

3.1. 日本の建設業労働力の推移

図4は建設業就業者数と全産業に占める建設業就業者の比率の推移を示したものである。この図によれば、バブル経済が崩壊した1991年以降、日本の建設業で働く就業者の数は1997年まで増加し続け、685万人のピークに達した。この時期、多くの他業種では就業者数が減少していたため、建設業が雇用の安全弁として機能していたとされている¹¹⁾。

しかし、1998年以降、建設業の就業者数は減少に転じ、2010年以降はほぼ横ばいで推移し、2020年以降はさらに減少しており、前述のように、2024年には、約477万人となっている。これは、競争市場の影響で労働者の賃金が低く抑えられ、建設業の魅力が相対的に低下しているためであり、その結果、建設業はもはや雇用の受け皿としての役割を果たせず、逆に就業者を排出する産業へと変わりつつある。特に近年の建設業就業者数の減少は、現場で働く技能労働者・労務作業者などのブルーカラー層である。

図4 建設業就業者数と全産業に占める建設業就業者の比率の推移



資料:総務省統計局「労働力調査」<https://www.stat.go.jp/data/roudou/index.html>

11) (編著者) 松村修一, 権藤智之 (執筆) 磯部孝行, 岩村雅人, 小笠原正豊, 奥村誠一, 片岡誠, 佐々木留美子 (2024) 『建築新講座テキスト建築生産 (第三版)』市ヶ谷出版社。

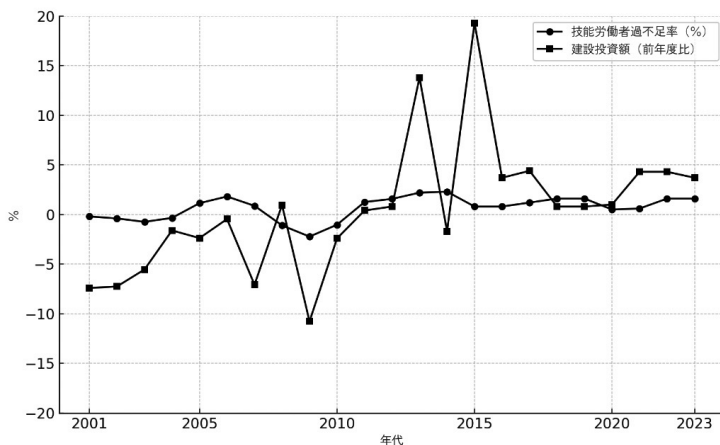
雇用形態に関して、建設業は総合工事業をはじめ様々な専門工事業との重層構造からなっており、一般的には3~4次下請まで重層化している。そして、建設業は受注産業であり、需要の季節変動も大きいことから、技能労働者や労務作業員を社員として雇用することが難しい。技能労働者が「正社員」に採用されることは少なく、「直用」「常用」「日雇」など様々で、複雑な雇用形態となっている。

3. 2. 建設労働力の不足

バブル期には必要労働力数の3~4%を示していた労働力不足は、バブル崩壊後に急激に解消した。建設投資が縮小してきた1998年以降2004年までは不足率がマイナスの値となり、2005年以降再度不足の状況を示したが、2008年からマイナスの状況に逆転した。2011年の東日本大震災によって再び不足の状況に一変し、今日まで緩和されつつも不足の状況が続いている(図5参照)。

惠羅さとみ(2021)は、日本の建設労働市場の特徴について、①戦後の高

図5 技能労働者過不足率の推移



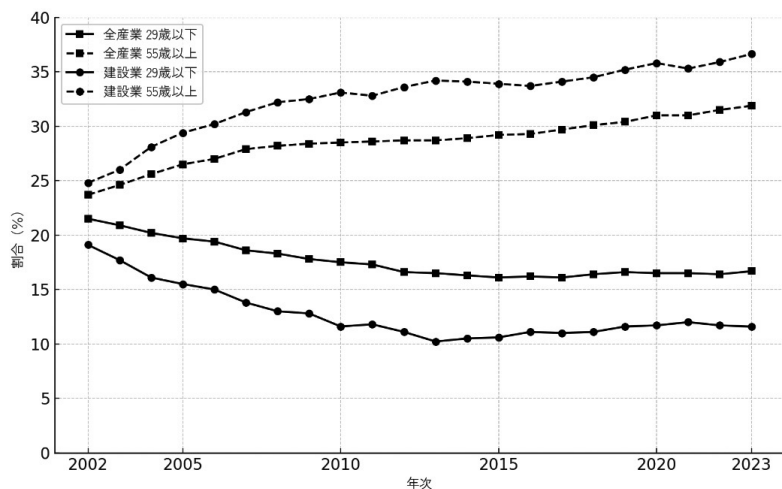
注:型枠工(土木・建築),左官,とび工,鉄筋工(土木・建築)の6職種の技能労働者の過不足率を示す。

資料:国土交通省「建設投資見通し」,国土交通省「建設労働需給調査」

度成長期の産業確立期から1970年代以降の構造不況期に至るまで、農村から都市への出稼ぎという形で国内の労働移動に依存した流動的労働として維持。②1980年代には、建設省による雇用主の下請け負担を規定する1987年「元請・下請関係合理化指導要綱」によって、孫請けの増加、再下請化が進展している。③1990年代には、建設末端労働市場を情報化社会への転換による都市労働力市場の二極化が現れ、単身高齢者によって構成されてきた寄せ場が、雇用調整のためのクッションとして、下層が社会的に潜在化していく傾向がある。④1980年代以降に増加した外国人労働者の高齢化しつつある日本人労働者への代替と、拡大する建設労働力不足という観点から、需給の量的な問題としての若年労働者を求める一方で、職人層に若年層が入职しないという問題を、戦後の建設労働をめぐる、出稼ぎと不安定雇用、都市下層、外国人労働者の先行研究から取り上げている。

全産業と建設就業者数の年齢別割合の推移を見ると、全産業と比較して、建設業は55歳以上の割合が増加し、29歳以下の割合が減少している（図6参照）。

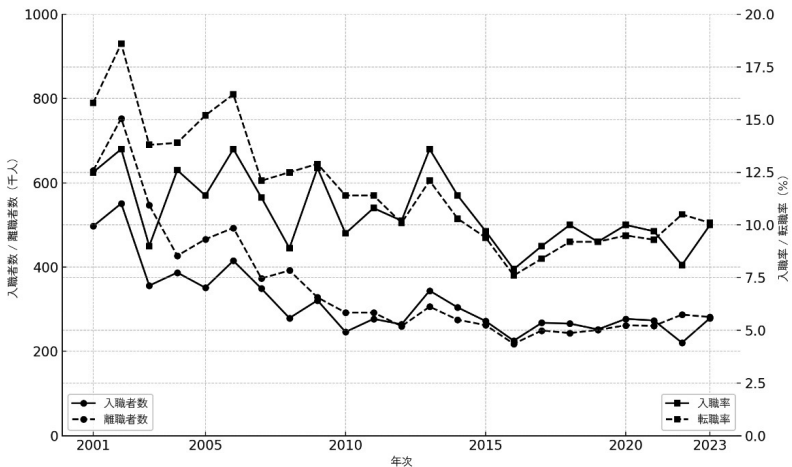
図6 建設業就業者の高齢化の進行



資料：総務省統計局「労働力調査」<https://www.stat.go.jp/data/roudou/index.html>

建設業への入職・離職者数の推移をみると、2000 年代前半は入職者数に対して離職者数が大幅に上回っていたが、2012 年には入職者数と離職者数がいったん反転し、2022 年以降は再度、入職者に対して離職者の数が上回っている（図 7 参照）。この背景には、2012 年に第 2 次安倍政権による経済政策が開始されるなかで、東日本大震災の復興支援と 2020 年の東京オリンピックを見据えたインフラ整備が重要な課題とされ、公共投資の増加と、長期プロジェクトによる建設業の雇用の安定化がはかられたこと、さらに 2022 年は新型コロナウイルス感染拡大による経営状況の不安定化と、働き方改革による労働市場の変化等が起因していると考えられる。

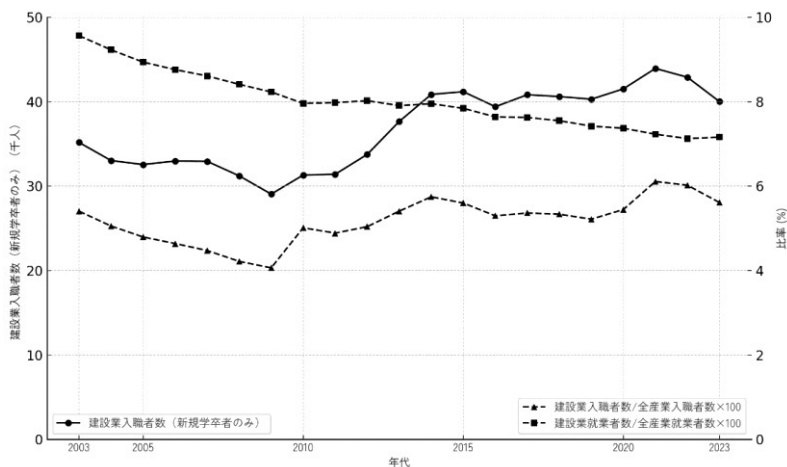
図 7 建設業における入職・離職者数の推移



資料：総務省統計局「労働力調査」<https://www.stat.go.jp/data/roudou/index.html>

建設業労働者全体の動向と同様に、新規学卒者の入職者数についても、2012 年を境に増加に転じており、年間 4 万人前後で推移している（図 8 参照）。しかし、全産業入職者数に対する建設業入職者数の比率は 5%～6% 程度に過ぎず、今後見込まれる高齢の熟練労働者の離職と、技術の継承の問題を解決しうる人数ではないことはいうまでもない。

図8 新規学卒者の入職状況



資料：文部科学省「学校基本調査」、総務省「労働力調査」

3.3. 建設業における技能労働者の役割

建築プロジェクトでは、当該建築物の完成までのプロセスにおいて、企画・設計・施工および建築物の維持管理が行われる。建築施工は、プロジェクトにおいて、計画、設計に従って、建築物を構築する作業をいう。建築生産にかかわる主な関係者は、建築主¹²⁾、設計者¹³⁾、工事監理者¹⁴⁾、施工管理技術者¹⁵⁾、技能労働者である。

12) 建築主とは、発注者や注文者または施主・事業主と呼ばれることがあり、個人、会社、国や地方自治体とさまざまである。

13) 設計者とは、設計業務において、建築主の想いを形にするため、建築主から設計の依頼を受けて業務を行い（設計業務委託契約）、設計図、特記仕様書などを作成する。

14) 工事監理者とは、建築主から監理を受託し（監理業務委託契約）、設計図どおりに建設現場での工事が行われているかどうかを確認し、不具合があれば適宜、建築主に報告し、施工管理技術者に対して是正指導を行う。

15) 施工管理技術者とは、ゼネコン（総合工事業）の現場監督であり、建築主から工事を一括して請け負い（請負契約）、建設現場での施工管理を行う。その管理とは、品質、原価、工程、安全、環境の大きく5である。

この技能労働者とは、サブコン¹⁶⁾の職人でありゼネコン¹⁷⁾から部分工事を下請負し（下請負契約）、専門工事を行う者を指す。つまり、施工者には、建設プロジェクトの技術的業務を担当する専門職を指す「建設技術者」と、建築現場での具体的な作業を担当する熟練した労働者のことを指す「建設技能者」に分かれる。また、技能労働者には、技能と高度な技術や施工管理能力を併せもつ「登録基幹技能者」¹⁸⁾が含まれる。施工管理技術者の主な一日のサイクル¹⁹⁾と、一般的な建築工事の流れ²⁰⁾を注に示した。

これらの建設工事を行うには、その工事内容に沿った建設業の許可を得なければならない。その許可は、前述の一式工事2種と専門工事27種の計29種類に分類される。一式工事とは「総合的な企画や指導などのもと、土木工

16) 「サブコン」は土木・建築工事の一部を請け負う事業者を指す。Subcontractor（サブコントラクター）の略語で、Subは「下位の」や「従属の」という意味合いを持ち、Contractorは建設業者である。

17) 「ゼネコン」は総合建設業者を指す。Generalcontractor（ゼネラルコントラクター）の略語で、Generalは「全体的な」という意味合いを持ち、Contractorは建設業者である。

18) この登録基幹技能者制度は、1996年に専門工事業団体による民間資格としてスタートしたが、2008年1月に建設業法施工規則が改正され、新たに「登録基幹技能者制度」として位置づけられ、国土交通大臣の登録を受けた機関が実施する。登録基幹技能者は、現場の施工実績に精通し、現場における作業管理・調整能力を有することにより、工事現場の実態に応じた施工方法を元請の施工管理技術者などに提案・調整し、工事現場における部下の技能労働者に対しては、適切な指揮・統率を行っていく役割を担っている。

19) 08:00に①安全朝礼（ラジオ体操、安全・作業指示）を行い、10:00から②工事現場巡回（安全・品質・工程・環境）などの確認、③工事事務所内作業（翌日の技能労働者や資機材の手配の確認、施工図のチェック、施工計画や品質書類のチェック）を行い、11:00から④工程調整会議（サブコンの職長との作業調整・打ち合わせ）、12:00に⑤昼休みをとり、13:00から17:00に⑥工事現場巡回などの確認、⑦工事事務所内作業、⑧現場巡回（当日の工事進捗や作業終了時の状況などの確認）を行い、各職種の作業の片付け状況などを確認し、翌日の作業がスムーズに行えるようにする。

20) 着工→準備工事〔調査、仮設工事〕→山留工事→杭工事→土工（掘削工事）→躯体工事〔型枠工事、鉄筋工事、コンクリート工事、鉄骨工事、木工事〕→外装仕上工事〔防水工事、カーテンウォール工事、石工事、左官工事、タイル工事〕→内装仕上工事〔建具工事、ガラス工事、塗装工事、軽量鉄骨下地、内装、ALC工事〕→外構工事〔屋外排水設備工事、道路、塗装工事、植栽工事、屋上緑化工事、屋外工作物工事〕という流れで進んでいき、躯体工事と並行して設備工事〔電気設備工事、空調設備工事、給排水衛生設備工事、昇降機設備工事、機械式駐車設備工事、防災設備工事〕が行われ、竣工となる。

作物や建築物を建設する工事」のことを指し、基本的に元請業者が行う工事で、すべてを自社で行うか、一部を下請けに任せることになる。

専門工事は、それぞれ別の許可業種のため、一式工事の許可を受けたとしても専門工事の施工はできず、工事ごとに許可が必要になる。建設業の許可は、国土交通大臣または都道府県知事の許可が必要となる。この29種の業務区分は2022年8月30日の閣議決定によって、特定技能建設分野の業務区分として再編された。の19業務区分（18試験区分）²¹⁾であったが、建設業に含まれる業務であっても、特定技能を受け入れられない業務があったため、特定技能の対象外だった建設業にかかわるすべての作業が、土木区分（コンクリート圧送、とび、建設機械施工、塗装等）、建築区分（建築大工、鉄筋施工、とび、屋根ふき、左官、内装仕上げ、塗装、防水施工等）、ライフライン・設備区分（配管、保温保冷、電気通信、電気工事等）と大きく3区分に編成された中に加えられた。

これら建築技能者の育成には公的な職業訓練校のほかに、個人や企業が私的に行う教育訓練活動がある。近年、公的な職業訓練における建築学科への入学希望者は徐々に減少しており、企業内職業訓練機関も建設不況の影響を受けて、短期的な効果の少ない教育訓練への投資を縮小し、廃校や訓練期間の短縮を行っている。

ものづくりの基盤となる技能指向の若年層の受け皿として、一部の工業高校、専門学校、大学といった文部省系の教育機関で、職業実践力育成プログラム（BP）や「ものづくりマイスター制度」など技能者育成プログラムの採用も始まっているが、建設業労働力の労働力構成を大きく改善するには至っていない。

技能者の処遇改善に向けては、技能者の能力を適切に評価し処遇を反映させるために、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横

21) それ以前は、建築板金、建築大工、型枠施工、鉄筋施工、とび、屋根ふき、左官、配管、保温保冷、内装仕上げ/表装、コンクリート圧送、建設機械施工、トンネル推進工、土工、電気通信、鉄筋接手、吹付ウレタン断熱、海洋土木工であった。

断的に登録、蓄積する仕組みとして、建設キャリアアップシステム（CCUS）が2019年4月より本運営を開始した。これは、技能の見える化、キャリアパスの明確化、就業状況の改善、教育訓練の促進を主な特徴としており、このシステムを活用することで、建設業界の労働者は自分の能力を最大限に発揮し、より良いキャリアを築くことと、企業にとっても優れた人材を確保しやすくなり、全体的な生産性向上が期待される。ほかにも、1959年から実施される技術や技能の習得を客観的に評価し、認定するための技能検定制度もあり、建設関係は32種の技能検定職種がある。この制度は、技能の向上、適正な評価、職業教育の推進を目的とされ、それぞれの分野ごとに、1～3級の等級が設けられ、技術の習熟度を示している。労働力不足の解消に向けて、労働者のスキルアップを促進し、より多くの人材を育成することを目指す制度として活用が期待されるが、運用や効果については議論の余地があり、さらなる改善が求められている。

3.4. 建設業の労働条件

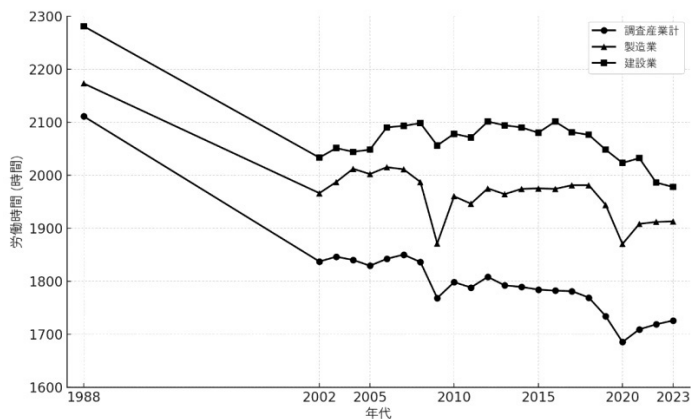
建設業の総労働時間は、バブル期の1990年前後は2,200時間/年、2000年頃からは2,000時間/年強～2,100時間/年を推移している（図9参照）。

2023年で比較すると、年間実務労働時間は、建設業と調査産業計（日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づく産業）で、建設業1,987時間、製造業1,913時間、調査産業計（日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づく産業）1,726時間となっており、建設業と製造業の差は74時間、調査産業計との差は261時間となり、労働時間は長い傾向にある。

また、年間出勤日数は、建設業241日、製造業227日、調査産業計211日となっており、建設業と製造業の差は14日、調査産業計との差は30日と、これも多くなっているのが特徴である（図10参照）。

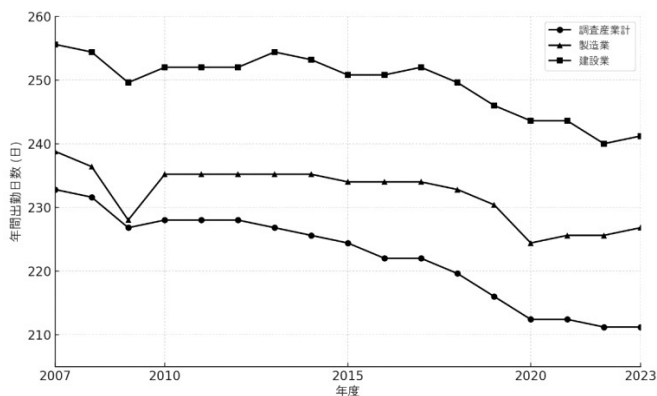
建設業における休日取得状況は、建設作業所において4週8閉所を実現した作業所の比率は、2020年で4割程度であるが、2023年には6割程度となっている（『2023時短アンケートの概要』参照）。しかし、現場閉所は、

図9 建設業労働時間の推移



資料:厚生労働省「毎月勤労統計調査」

図10 建設業の年間出勤日数



資料:厚生労働省「毎月勤労統計調査」

工事現場において現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態を指し、建設機械の稼動および作業員の労働を終日休止している状態を指す。作業員や下請け企業が、閉所日に他の現場に従事することについては制限されていない。このような労働時間は総合工事業と専門工事業の従業員では置かれている状況が異なり、現場作業を伴う専門工

事の労働時間が長い。ゆえに、国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」において指摘されているように、建設業全体での休日取得状況は、4 週 6 休程度が 4 割程度、それ以下が 3.5 割で、4 週 8 休を取得できているのは 1 割強しかない結果となっている。

さらに、2019 年に制定された「働き方改革関連法」の猶予期間が 2024 年 4 月に期限を迎え、時間外労働の上限規制が適用されている。建設業の時間外労働の上限規制とは、原則、時間外労働は月 45 時間かつ年間 360 時間以内であり、たとえ労使で合意しても上回れない上限である。建設業で適用される内容は、①年間残業時間は 720 時間まで（休日労働は除く）、②2～6 ヶ月いずれも平均 80 時間以内（休日労働を含む）、③ひと月の残業の上限は 100 時間未満（休日労働を含む）、④月 45 時間超の残業は年 6 回まで（休日労働は除く）、となっている。

建設業全体での所定外労働時間は、2012 年で 68.6 時間、2023 年時点で 36.1 時間と大幅に減少し、前年度と比べても 4 時間の減少となっているが、全産業と比較すると、2012 年で 18.6 時間、2022 年時で 16.8 時間となっており、依然として建設業が長時間労働である状況に変わりはない。また、所定外労働の分布は、月 100 時間を超える割合が全体で 3.5%、80 時間を超える割合が全体で 7.7% となっており、いまだ約 10% 程度が 80 時間以上の長時間労働となっているのが実態である（『2023 時短アンケートの概要』）。

賃金は、1980 年代後半から 1990 年代前半のバブル期に急増したものの、その後はほぼ増加なく推移しながら、1997 年以降は徐々に減少に転じている。

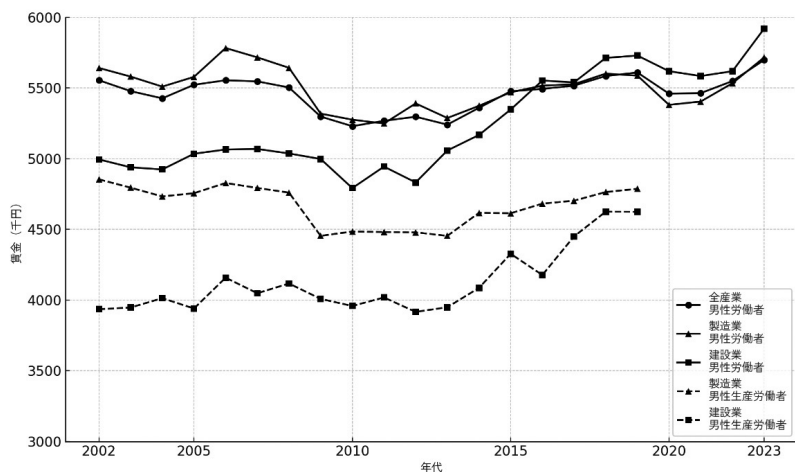
2012 年の建設業男性生産労働者²²⁾は全産業労働者の年間賃金よりも 138.1 万円少なく、建設業男性労働者よりも 91.6 万円少なかったが、2012 年からの建設投資の増加と公共工事設計労務単価の上昇を背景に、建設業男性労働

22) この場合、「建設業労働者」と「建設業生産労働者」との相違は、建設作業現場等で作業に従事する者を「建設業生産労働者」、生産労働者に管理、事務、技術労働者（工事の施工の技術上の管理をつかさどる者）を合わせた者を「建設労働者」とする。

者の年間賃金も上昇し、2016年には全産業労働者の年間賃金を追い抜き、2019年をピークに減少したが2023年に再び大きく上昇した。

2023年現在では、建設業男性労働者の年間賃金は591.9万円であり、全産業労働者の年間賃金569.8万円と比較すると建設業が額面上は22.1万円高い。しかし、建設業男性生産労働者（2020年以降「生産労働者」の区分が廃止されたため、「建設・採掘従事者」「生産工程従事者」「輸送・機械運転従事者」を加重平均して「生産労働者」の額を推計）の年間賃金は432万円であり、全産業労働者の年間賃金よりも137.8万円少ない結果となっている。生産労働者は、屋外労働など過酷な労働条件であるのに賃金的に報われているとは言えず、さらに総合工事業と専門工事業、各専門工時業間、地域による賃金格差が存在していることは周知の通りである。

図 11 労働賃金(年収)の推移



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、国土交通省「公共工事設計労務単価」

4. 建設業における外国人労働者

4.1. 建設業における労働力不足問題

ここまでみてきたように、建設業の抱える大きな課題の一つが建設労働者

の大幅な不足である。新規入職者が減少するとともに建設労働者の高齢化が進行しており、技能習得には一定の期間が必要とされることから、労働力の不足の解消は中長期的に見ても容易ではない。

全体的な不足に加えて、建設業内の各業種の不足状態には一定の相違がある。国土交通省による、令和 6 年 7 月調査の『建設労働需給調査』では、型わく工（土木）、型わく工（建築）、左官、とび工、鉄筋工（土木）、鉄筋工（建築）の 6 職種と、これに電工および配管工を加えた 8 職種（1992 年 4 月から）を対象に、全国の労働者の過不足率の状況を調査している。バブル景気過熱期の 1988 年は、6 職種 3.0%、バブル崩壊直後の 1990 年は、6 職種 4.2%、消費税率引き上げ前駆け込み需要時期の 1996 年は、6 職種 0.6%、8 職種 0.5%、リーマンショック後の 2009 年は 6 職種 -2.2%、8 職種 -1.5%、東日本震災後の 2012 年は 6 職種 1.6%、8 職種 1.4% という推移であった。前述のとおり、消費税率アップ駆け込み需要の 1996 年以降過不足率はマイナスを示したものの、2010 年以降では毎年プラスを示しており、全体として労働力需給のひっ迫が起こっていることがわかる²³⁾。

しかし、建設業内の各業種の労働力需給は一定の格差が存在する。2023 年は、6 職種 1.6%、8 職種 1.4% を示しており、特に、左官の 2.8%、型枠工の 2.8%、とびの 1.7%、配管工 1.6% と大きい値となっている。とくに、2024 年 7 月における、地域別の状況（6 職種別）は、北陸、九州で均衡、その他地域で不足となっており、とりわけ北海道で 5.0%、東北で 8.0%（被災 3 県で 14.9%）ともっとも大きい値となっている。

2024 年の今後の労働者の確保に関する見通し（8 職種計）では、9 月は「困難」11.2%、「やや困難」が 12.8% と合計 24.0% で対前年同月（26%）比 2.0 ポイントの下降となっている。一方、「やや容易」は 1.9%、「容易」は 2.6%、合計 4.5% で、対前年同月（4.6%）比 0.1% の下降となっている。「普通」は 71.5% で対前年同月（69.3%）比 2.2% の上昇となっている。新

23) 数値は建設技能労働者の過不足率を示し、プラスは「不足」、マイナスは「過剰」を表している。

規募集過不足率は、型わく工（土木）8.3%，型わく工（建築）4.6%，左官8.5%，とび工6.3%，鉄筋工（土木）9.7%，鉄筋工（建築）4.5%，6職種計6.9%，電工5.1%，配管工3.5%，8職種計6.4%と、新規の建設労働者が集まりにくい状況が続いている。

4.2. 建設業における外国人労働者の導入

こうした建設業一部業種における労働力不足問題の深化は、当然のことながら外国人労働者の導入を促進することになる。

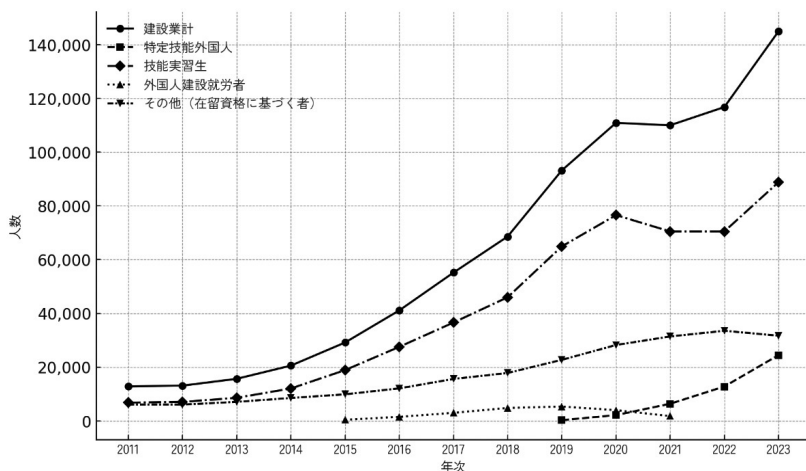
国土交通省の『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ』によると、2023年10月時点で、外国人労働者数は2,302,587人である。国籍別では、ベトナム570,708人（24.8%）、中国408,805人（17.8%）、フィリピン245,565人（10.7%）の順となる。性別でみると、男性が1,230,710人（53.4%）、女性が1,071,877人（46.6%）である。在留資格別にみると、専門的・技術的分野の在留資格が最も多く718,812人（31.2%）、身分に基づく在留資格が629,117人（27.3%）、技能実習が470,725人（20.4%）となっている。「専門的・技術的分野の在留資格」中の、「特定技能」の外国人労働者の数は206,995人となっている²⁴⁾。産業別にみると、製造業が598,314人（26.0%）、サービス業（他に分類されないもの）が354,418人（15.4%）、卸売業、小売業が298,348人（13.0%）となっており、建設業は177,902人（7.7%）となっている。

建設業の国籍別外国人労働者数は、多い順にインドネシア36,615人、ベトナム69,995人、フィリピン19,952人である。在留資格別にみると、技能実習生がもっとも多く107,229人、専門的・技術的分野の在留資格が37,274人、身分に基づく在留資格が22,370人で、特定技能は19,470人となっている。

24) 在留資格が「技能実習」から「特定技能」へ移行しても、離職と伴わずに、同一の事業主に引き続き雇用される場合には、外国人雇用状況届出の提出が義務付けられていないことに留意が必要である。

建設分野における外国人労働者は、2011 年の 12,830 人から 2024 年には 177,902 人と大幅に増加しており、ここまで述べてきたように、建設業の高齢化による大量退出と、日本の新規入職者の減少から、ますます外国人労働者の導入は加速すると考えられる。

図 12 建設業における外国人労働者の推移



資料:国土交通省「建設分野における外国人材の受入」,特定技能外国人は出入国在留管理庁の公表値,その他は厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況による。

4.3. 建設業における外国人労働者の就業環境と課題

日本の建設業において外国人が就業するためには、他産業と同様に在留資格が必要である。現在、この在留資格は5種類あり、①専門的・技術的分野の在留資格、②特定活動、③技能実習、④資格外活動、⑤身分に基づく在留資格となっている。このうち、特定技能は①にあたる。現在、日本の建設業に就労している外国人労働者は、先にみたとおり、技能実習と特定技能の在留資格を持った労働者である。

技能実習とは、2017年11月1日に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に基づく技能実習制度で、「我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図って

いくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的」とされている。しかし、よく指摘されているように、技能実習制度は発展途上国への協力を標榜する一方で、日本の深刻な労働力不足を補完する目的が存在することは自明であった。このことは、現実には、近年制度改定が進展し、より日本の労働力補完の機能を重視して、「技能実習制度」が「育成就労制度」に再編され、2024年6月に公布されたことによく表れている。

この技能実習には、「企業単独型」と「団体監理型」の2種類の受け入れ方式が存在する。「企業単独型」とは、「日本の企業が海外の現地法人や合併企業、取引先の企業の常勤職員を直接受け入れる」ものである。一方「団体監理型」とは、「事業協同組合等の中小企業団体、商工会議所、商工会等が受入れ団体（第一次受入れ機関）となって研修生・実習生を受入れ、傘下の中小企業（＝受入れ企業、第二次受入れ機関）において実務研修及び技能実習を実施するもの」である。そのほとんどの技能実習生は「団体監理型」による受け入れである。技能実習では単純作業に従事することはできず、仕事に従事できる期間は技能実習1号で1年間、技能実習2号で2年間、技能実習3号で2年間の最長5年間の在留が許されるが、家族の帯同は許されていない。

特定技能とは、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」を踏まえ、「特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第2条の3第1項、および、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」に基づき2018年に創設され、2019年4月から受け入れが可能となった制度である。特定技能制度は、「中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することである」ことを意義としている。この制度の創設によって、外国人労働

者の日本滞在時間の延長と、技能レベルの向上が企図されている。

特定技能には1号と2号の2種類がある。特定技能1号は技能実習2号を良好に終了した外国人には試験等の免除が認められ、特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格であり、更新を行えば通算5年を上限として在留を認められ、家族の帯同は認められていない。特定技能2号は試験等での技能水準の確認が必要であり、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格で、更新を行えば在留の上限は設けられておらず、要件を満たすことによって家族の帯同も認められる。

建設業の外国人労働者の就業環境は、先に述べた日本の建設業の労働条件に即した環境に準じており、大半は多くの日本人労働者と同じ条件であるとされている。しかし、惠羅さとみ（2021）によると、技能実習制度を対象とした調査より、次のような実態も確認されている。

まず、平均手当・賃金が低いことから、資材加工にかかわる労務費の抑制が技能実習生導入の主な目的であり、国内若年労働者とは同等に位置づけられてはならず、施工現場と比べて危険の少ない加工場に配置されている事例が報告されている。次に、日本人社員は現場を引率する中核的な労働者として中心的役割を期待されるのに対し、技能実習生は現場の可動に合わせて柔軟に配置され、必ずしも日本人とは同等の作業内容が期待されていない場合も多いことが報告されている。つまり、技能実習生は、現場での作業の補助としての位置づけであり、班長への昇格は期待されていない事例が多いと報告されている。

また、惠羅さとみ（2021）によれば、外国人労働者が直面するリスクについても言及している。日本の建設業が構造的な暴力の下に運営されている実態をとりあげ、技能実習生も常態的なハラスメントが存在しやすい暴力等の人権侵害に直面する可能性があることを指摘し、このような抑圧的構造が失踪の要因ともなっており、国内労働者と同様に定着が極めて困難な産業であり続けていること、さらに、技能実習生の労災死亡事故の発生割合は日本全

国あるいは産業全体と比べて高い傾向にあり、受入企業による労災隠しや、けがで働けなくなった実習生の強制帰国などの事例による、労働安全をめぐるリスクも高いことを指摘している。

いうまでもなく、これらの外国人労働者の就業環境の問題は、建設業の国内労働者もその例外ではない。つまり、日本における建設労働のあり方は、「建設職人層における親方制度に起源を持つものであり、（中略）出稼ぎ労働市場や失業者を吸収する都市の流動的労働市場とのつながりの中で重層的に構造化されてきたもの」であり、「そのような構造の下で、日本の建設分野における技能育成は（中略）、「見よう見まね」的な技能伝承に依存し、技能評価と処遇は直接的に結びついたものとはならず市場の請負単価によって左右されるのが慣行であった」（恵羅さとみ（2019））との指摘の通り、日本建設業の構造的、歴史的課題から派生したものといえる。

これら技能育成や労働条件にかかわる諸課題を改善するためには、職人としての技能の向上やプライドを醸成させるための良い面での徒弟関係を維持させながら、OJT教育の改善およびOFF-JT教育の拡充と促進が必要であり、労働時間短縮や休日確保のしやすさ、賃金水準の上昇が必要であり、これらは外国人労働者、日本人労働者共通の課題であろう。また、国内の若年層と外国人労働者の定着を促進するためには、キャリアパスの明確化や日本の建設業に対するマイナスのイメージの払拭が必要となり、外国人労働者に対して無理な帰属意識を求めず、日本の慣習を理解し受け入れてもらう教育の構築も課題となると考えられる。

5. 小括

日本の建設業の労働者不足は2010年以降マイナスに転じることなく、常にプラスの値を示している。こうした少子高齢化による高齢熟練工の引退と、若年労働者の減少に鑑みると、建設業の労働者不足を解消することは短期的には難しく、今後も外国人労働者の受入れは喫緊の課題となるといえる。併せて、建設業においてこれまで形成されてきた「3K労働」（「きつい」

「汚い」「危険」というイメージを短期に払拭することは難しく、これらのイメージを払拭するような、キャリアアップと適正な収入の確保を、日本人だけでなく外国人労働者にも等しく与えることが必要である。

また、我が国の「人手不足」問題は、少子高齢化に伴う人口構成の変化に伴う労働力不足だけに起因するものではなく、低賃金と過酷な労働環境を国内労働者も無意識に受け入れ、このことを雇用側が利用し続けてきた事実にも注目しなければならない。国内の労働弱者で賄えない労働力を外国人労働者へ乗り換えるような方法では、短期的な対応はある程度可能であるかもしれないが、長期的な視点での人手不足を解消することはできないと考えられる。

このように、国内労働者の賃金と労働条件の改善、キャリアパスの明確化を行うことにより、若年労働者への技術の継承と定着を促進することはもとより、外国人労働者にも同等の条件を与え、国内の若年労働者と外国人労働者が切磋琢磨する環境整備が重要である。これらの環境を各企業、業界が自ら作り出し、見守り、指導することによって、将来につなげていくことが重要である。

しかし、これらの課題解決を推し進めていくと、建築・建設行為においては、消費者へのコスト転嫁、工期の長期化などの影響が発生しやすいことも事実である。建設業はこれまで、人件費を抑え、長時間労働や時間外労働を慣習的に行うことによって成立してきた経緯があるからである。こうした慣習をどう改革するかも大きな課題であろう。

最後に、本研究チームは、今後、建設会社、外国人技能実習生及び特定技能者を扱う監理団体および支援団体への個別の聞き取り調査およびアンケート調査を通して、外国人労働者の現在置かれている実態解明を試み、建設業の人手不足解消の課題を究明していきたい。

参考文献

- 藤上輝之（1992）『8081「建設労働問題」からみた一つの建設業論』日本建築学会大会学術講演梗概集（北陸）
- 笹沢隆文，古田真梨，蟹澤宏剛（2019）『8085 建設業における担い手確保の方策に関する研究 先駆的な専門工事会社の分析』日本建築学会大会学術講演梗概集（北陸）
- 小松智之，蟹澤宏剛，田澤周平（2018）『8097 建設業の労働力需給調整に関する研究』建築社会システム，pp 193-194
- 小松智之，蟹澤宏剛（2020）『日本の建設業における労働力需給調整の実態に関する研究』日本建築学会技術報告集，第 26 巻第 63 号，pp 725-728
- 阿部賢一，金子博治，藤原基文（1995）『外国人労働者問題の研究』建設マネジメント研究論文集，Vol. 3，pp 23-34
- 恵羅さとみ（2019）『建設産業秩序の再編の下での外国人労働者受け入れ拡大―入職・技能・処遇をめぐる新たな制度構築と諸課題』大原社会問題研究所雑誌，No. 729，pp 10-28
- 高木元也，庄司卓郎，呂健，恵羅さとみ，蟹澤宏剛（2018）『建設業における外国人労働者の活用と労働安全衛生上の課題―元請業者対象の実態調査―』安全工学，57 巻 3 号，pp 228-236
- 塚崎裕子（2019）『地方という軸からみた外国人労働者問題―地方における外国人技能実習生の急増と新たな受け入れ制度導入―』地域構想，1 号，pp 15-22
- 上林千恵子（2019）『特集にあたって 日本社会の高齢化と外国人労働者の受け入れ―建設業・介護サービス業・農業の事例から』大原社会問題研究所雑誌，No. 729，pp 1-9
- 恵羅さとみ（2021）『建設労働と移民』一般財団法人名古屋大学出版会
- 『2023 時短アンケートの概要』日本建設産業職員労働組合協議会

（おおわき・じゅんいち／帝京大学経済学部講師）

（おおしま・かずつぐ／経済学部教授／2025 年 3 月 2 日受理）

Increasing Foreign Labor Force and Challenges in Japan's Construction Industry

OWAKI Junichi

OSHIMA Kazutsugu

In Japan, the working population is decreasing due to the falling birthrate and aging population, and labor shortages have become a serious problem in many industries. The labor shortage here refers to a situation in which an individual company or industry as a whole is unable to secure the sufficient number of workers it needs in a given country or region. This can be caused by a shortage of personnel with specific occupations or skills, regional maldistribution, demographic changes, or other factors. If this labor shortage situation persists, it can hinder productivity and growth of a company, which in turn affects the economy as a whole.

This is especially true in Japan's construction industry, where, as discussed below, the entry of younger workers has been limited for a long period of time. In addition, since the late 2010s, large-scale construction demand has increased due to the Tokyo Olympics, Kansai Expo, and large-scale infrastructure projects, making it increasingly difficult to secure the quantity and quality of labor required. The current situation is that it is becoming increasingly difficult to secure the quantity and quality of labor required.

According to 2023 data, there are approximately 4.83 million workers engaged in the construction industry in Japan, most of whom are elderly, and new young workers are not entering the industry. In addition, the physically demanding working environment of the construction industry places an excessive physical burden on the elderly, which encourages many middle-aged and older workers to retire before retirement, creating an

easy labor shortage.

Therefore, in order to remedy the expected increase in the number of older skilled workers leaving the workforce and the problem of passing on construction-related skills, there is a need to accept foreign workers and improve productivity through technological innovation, and in reality, the introduction of foreign workers has been progressing rapidly since around 2010. However, it is well known that the introduction of foreign workers in Japan has been beset by various problems, such as disappearances, as evidenced by numerous mass media reports and previous studies.

In this paper, therefore, after understanding the industrial development of the Japanese construction industry in recent years, we analyze one of the biggest problems facing Japan's construction industry, the labor force problem, with a particular focus on the introduction of foreign workers and an examination of its challenges.

バンコクの日本式女性ライブアイドル グループ数の把握と今後の発展可能性

江 川 暁 夫

はじめに

タイの首都バンコクでは、タイ人による日本式女性ライブアイドルグループ（以下、「JFLIGs」と略す）とも称されるグループが増えてきている。JFLIGsは、2017年まではバンコクですら目にすることがほとんどなかったが¹⁾、2019年初には一つのまとまったジャンルとして発展する萌芽がみられるようになった。今後も、タイの経済成長に加え、上位中間所得層と呼ばれる消費力の強い世帯層の拡大により、JFLIGsへの潜在的な需要が高まる可能性がある。JFLIGsの活動も、ライブ出演のみならず、企業の商品宣伝や地方公共団体の行事の顔としての役割など、幅が広がりつつある。

しかし、タイでのJFLIGsの現存数や経年の結成・解散等の推移について、具体的な数値で公的に把握されているものはない。本稿は、限られた情報を用いて、毎年のJFLIGs数を把握し、その経年変化を概観することで、現在

1) 2018年4月に開催されたTokyo Idol Festival in Bangkok Comic Conのステージで、タイで公演を行った日本人ライブアイドルグループ「ネコブラ」のメンバー（当時）のゆりな氏が、「タイにはライブアイドルという文化がまだないと聞いた」との旨の発言をしたのを、筆者は現地で聞いた。同日のこの発言については文書や映像による記録等はないが、同氏は同年12月のタイランド・ハイパーリンクスによるインタビューで (<https://www.thaich.net/japanstars/necopla.htm>)、「タイにはわたし達みたいなライブアイドルが、あんまり数がいらないみたいなので（後略）」と述べている。

キーワード：日本式女性ライブアイドルグループ、バンコク、上位中間所得層、音楽産業、クリエイティブ産業

のJFLIGsのジャンルとしての発展状況を考察するものである。その上で、今後のJFLIGsの成長可能性と制約を、経済学及び経営学の見地に絞って考察・議論する。これらを通じて、今後、タイでJFLIGs全体がより多くのファンを得て活動を更に活発化させるための方策とその制約が見えてくる。

I バンコクにおける一つの音楽ジャンルとしてのJFLIGsの萌芽

タイにおける日本人の女性アイドルグループへの注目は、少なくとも2000年代後半には徐々に高まっていた。YouTubeなどの動画配信アプリの浸透を通じた日本の女性アイドルグループのライブやミュージックビデオの視聴や、この頃から毎年開催されているJapan Festa（現在はJapan EXPO）での日本人の女性アイドルグループの招致が、そのきっかけと考えられる。そして、これと軌を一にする形で、日本のアイドルの要素を何らかの形で取り入れて、タイ国内を拠点に活動をする、タイ人による日本式女性アイドルグループも、少しずつ見られ始めるようになった。そして、2010年代半ばになると、日本の芸能事務所がタイに進出してタイ人による女性アイドルグループを独自に結成するという動きも見られるようになった。

それでも、2018年2月のJapan EXPOのタイムテーブルを見る限り、タイ人出演者は日本のグループの楽曲と振付を真似して披露するカバーダンスグループがほとんどで、独自の楽曲を披露するJFLIGsは皆無であった。その後、タイ人によるJFLIGsの結成も徐々に活発になり、翌年の2019年1月のJapan EXPOではタイ人のJFLIGsが複数出演するとともに、同年2月には、タイのライブアイドルが一堂に集まるIDOL EXPOというイベントが4日間の日程で開催された²⁾。

JFLIGsの数は2018年を境に増加してきたと考えられる一方、その実際の数の推移に関する整理された情報は存在しない。これは、アイドルないしそ

2) 同イベントを企画したIdol MasterのFacebook (<https://www.facebook.com/share/p/19hFWwGb1C/>)を参照。ただし、初回開催時は、ライブアイドル以外のアイドルグループや男性アイドルも含まれていた。

れと類似の活動を行うグループの全体数がわからないという点と、「ライブアイドル」についてのコンセンサスを得た定義が存在しないため、各グループがライブアイドルに該当するかどうかの仕分けが難しいという点が影響していると考えられる。タイにおいて音楽活動を仕事にする国内の様々なグループを分類・整理・紹介した公的な（あるいは業界団体が発信・発行する）資料や統計があれば、この仕分けの手掛かりにもなろう。例えば日本には、株式会社VIPタイムズ社が毎年発行する「日本タレント名鑑」や、ジテンオンが運営する「人物名鑑オンライン」が存在する。しかし、筆者がタイに関して調べた限りにおいて、そうしたものは見つからなかった。また、タイのJFLIGs数の推移やその将来の拡大・縮小に焦点を当てた研究や考察は、筆者が日本語及び英語で探した範囲では、これまで存在していない³⁾。

Ⅱ バンコクに存在する「女性グループ」の数の推移

公的な（あるいは信頼に足る）情報源がないという制約はありつつも、タイの音楽ファンによって情報が更新されているウェブサイトである「T-POP Wiki」を用いると、タイの女性グループの全体数を限定的に把握することは可能である。また、このサイトを活用すると、タイの各ライブアイドルグループが「日本式」かどうかも判別できそうである。

(1) タイの女性グループ数の把握：T-POP Wikiを用いることの有用性と限界

T-POP Wikiは、個別のアイドルグループのファンや、タイのアイドルグループについて承知する人々によって情報が登録・更新されるウェブサイトである。この意味で、公的団体や民間事業者によって同サイトの内容の信頼

3) 念のため、Googleが提供する生成AIソフトGeminiも用いて、日本のタレント名鑑と同様の情報媒体のタイでの有無と、JFLIGsの数に係る先行研究の有無を確認したが、前者については確認されず、後者についても、JFLIGsの数の把握に係る研究どころか、JFLIGsを扱った研究自体が出てこなかった。ただし、BNK 48 などライブアイドルではないグループを対象とした研究は若干数存在する模様である。また、ファン個人の感覚として2020年2月時点で約50組の女性ライブアイドルがあると述べるブログは存在した。

性が保証されているものではない。また、同サイトに書き込むファンが存在しないグループは、当該グループのページすら作られていないという問題はある（実際、筆者が存在や活動を承知しているグループで、同サイトに掲載されていないグループも、数は少ないながらも見受けられる）。そうであっても、掲載されているグループ数の網羅性の高さや、多くのファンが書き込むことを通じた情報の偏在の最小化を通じ、セカンドベストの情報であるとみなすことができる。

(2)「女性」、「ライブアイドル」、「グループ」の各観点からの絞り込み

T-POP Wiki掲載の全グループから、まず、タイ国内でタイ人を主体に構成されており、構成メンバーが複数人で全員が女性である、という 2 点で絞り込む。「女性」という点は、T-POP Wiki内に「女性グループ」のカテゴリーページが存在するので⁴⁾、同ページに掲載されている 355 グループ（2025 年 6 月 30 日時点。既に解散したものを含む）を母数とする。

次に、「グループ」であるかどうかという点から絞り込む。これは個別に確認するほかにないが、構成人数が 2 人以上であればグループとみなせる。1 人の場合は、便宜的に、名称がメンバー名ではない場合は「グループ」、名称が個人名であるものは「グループではない」とした。CGで描かれた者やアニメのキャラクターなど、実在しない者を構成メンバーとするグループは、構成人数はゼロであるため除外した。既存グループの一部メンバーによって編成された派生グループについては、本稿では除外したが、派生グループが本来のグループに代わって活動するようになった場合は、本来のグループの活動開始時期をその始期としつつ派生グループの方のみを分類対象とした。別グループへの昇格・加入を目指す練習生・研究生のみからなるグ

4) https://tpop.fandom.com/wiki/Category:Female_groups。タイでは、男女混成のグループや、男装の女性グループ、出生登録上は男性であっても女性として日常生活を送る者によって構成されるグループも存在する。本稿では、出生時の性別や見た目の性別にかかわらず全メンバーの現在のジェンダーが女性であれば「女性グループ」とみなす方針としていたが、同サイトの「女性グループ」のカテゴリーに掲載のグループについて調べた結果、上記に該当するものはなかった。

ループは、本稿の対象からは除外した。

次に、ライブアイドルかどうかであるが、日本でも、「ライブアイドル」に関する学術的な定義や明確な基準はなく、同単語を検索した結果として出てきた個別の記事等を見る限り、マスメディアへの露出よりもライブ等を中心に活動するアイドル、との意味で用いられている。この意味に合致しないものとして、CD等の販売を主な収益源とし、マスメディアへの出演やインスタイベントでの販促活動を中心とするグループと⁵⁾、カバーダンスグループ（独自の持ち曲がなく、かつ歌唱を伴わない）を、分類対象から除外した。

(3) 追加的な絞り込み：「バンコクが活動拠点」と「2018 年以降に活動実績あり」

ここで、更なる絞り込みを行う。1つ目に、本稿では、活動拠点がバンコク（首都圏大量輸送交通機関によってバンコクにアクセス可能な近県を含む）であるグループを対象とした。ライブアイドルは、1つのライブに複数のグループが出演する「対バン」と呼ばれる形態のライブイベントの主催・出演をしている。2024 年後半において、対バンライブが通常的に開催されているのはバンコクのみであり、他県では「対バン」が通常的に組まれているという事実は確認されていないためである。

2つ目に、2018 年以降に活動実績があるグループに限定し、活動実績は年単位での把握とした。冒頭で述べた通り、JFLIGsの萌芽が2018 年頃より見られたことにかんがみ、2017 年までに解散・活動休止をしたグループは対

5) 具体的には、下記の定義手法によってJFLIGsとされた中では、BNK48とCGM48の2つのみである。なお、CD販売とライブ活動・特典会収入の双方を主な収益源とするグループも、少ないとはいえ存在するが、本文中で列挙した2グループ以外は、CDの販売促進イベントは1回かつ対バンを主催してこれを行っていること、メディア出演による宣伝活動も1週間程度であること、の2点から、ライブアイドルとみなした。また、非JFLIGsのグループでCD販売を主としているグループも存在する可能性はあるが、本稿の分析主眼がJFLIGsであることから、本稿では非JFLIGsについてのライブアイドルかどうかの確認は捨象した。

象外とした。年単位の把握としたのは、T-POP Wikiの情報面での制約による。同サイトでは、個別のグループについて、デビュー時期は月単位で記載され、結成年の記載もあるが、結成月が記されていないグループが多く存在する。また、自然消滅したとみられるグループ（この場合も自然消滅したと思われる年のみは記載あり）も存在するが、当該グループは解散月の特定は不可能である。なお、本稿では、公式に解散や活動終了が告知されていないグループに関しては、便宜上、活動（ライブやイベントへの出演、音楽配信の実施、グループが所有するSNSの更新）が4か月間みられない場合に⁶⁾、最終活動が見られた日に自然消滅したとみなした。

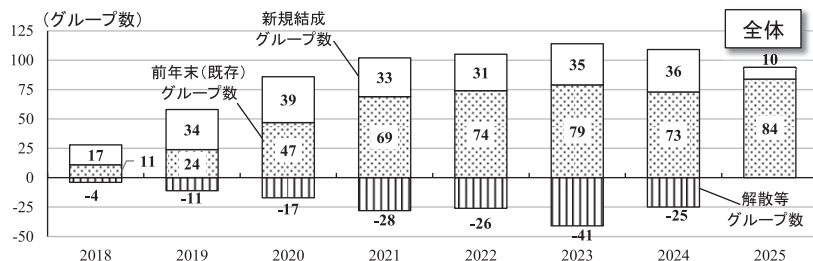
(4) バンコクの女性グループ数の年別推移

T-POP Wikiの女性グループのリストに掲載されたグループ（355団体）について、上記の絞込みを行った結果、2018年から2024年の間に活動実績があった女性アイドルグループ数は236団体あり、このうち、2024年末時点において存続していたとみなされるグループ数は84団体であった（第1図）⁷⁾。2017年末に存在した団体数は11であったが、2018年には17のグループが結成され、同年末に存在した団体数は24となっていることから、この年に女性グループ数は急増を始めたことがわかる。その後も、趨勢的には、年を経るにつれ、年内に活動実績のある女性グループ数（第1図中の「前年末（既存）グループ数」と「新規結成グループ数」の合計）は増加してきたが、2024年には減少を示したことがわかる。

6) 4か月としたのは、2021年までに結成され、現在も新曲を定期的にリリースするなどの活動が見られるCastellaとSora! Sora!（いずれも、以下の整理でJFLIGsに分類される）を事例に、いずれも、結成から3年で10曲を配信でリリースしたことを参考にした。つまり、両グループとも、次の新曲が出るまでの平均期間が約4か月であることにかんがみ、他のグループについても一般的に、4か月間、何らの活動も見られない場合は、公式SNS等からの告知の有無にかかわらず、既に消失しているものとみなせると判断した。

7) 繰り返しになるが、この数値は、あくまでT-POP Wikiに掲載されているグループが母数となっている概数であることに留意する必要がある。

第1図：バンコクにおける女性グループ数の推移(2018～2025年)



(出所)筆者集計。

また、各年の解散・活動停止グループの数をみると、2020年までは年内に活動実績のあるグループ数の20%弱に相当するグループが同年内に解散・活動停止していたものが、2021年以降は25%程度に上昇し、特に2023年は36%と高くなった。2023年までグループ数が増加基調にあったということは、それまでの間は、前年の解散・活動休止数以上のグループが新規に設立されていたということである。つまり、活動している団体数の毎年増加は、毎年における活発な新規設立と解散を伴う激しい競争を伴うものであったことが予想され、その中で生き残ったグループは、その音楽性やアイドル性を高めることができたとも推察できる。ただし、2021年以降の新規結成グループ数は2019年と2020年に比べて少なく、コロナ禍の影響が少なからず見られたようにも見受けられる。2024年における活動グループ数の減少は、増加の趨勢が転換し始めた(今後も減少する)ものなのか、単年度の動きなのかは、現時点では断定できない。2025年前半の6か月間の新規結成数は10団体(年率換算で20団体に相当)で、2024年の新規設立数を下回っており、活動グループ数は少なくとも増加基調には戻っていないものの、2024年末時点でのグループ数は前年末を上回った。

Ⅲ JFLIGs数の把握

JFLIGs数の把握に関し、残るは「日本式」かどうかという点のみだが、そもそも何をもって日本式とみなすかに関するタイにおける共通の見解はな

いことから、上述の236団体のそれぞれがJFLIGsとみなせるかどうかの判定基準を検討する必要がある。ただし、判定基準は、恣意的な要素なるべく入らない（外形性を十分に確保できる）形で設定する必要がある。本稿では、筆者において「日本式」かどうかを客観的に判別できる要素を検討し、第1表のようにいくつかの判別基準を設定した。

第1表：「日本式」かどうかの、本稿での判別基準

判別基準	対象	判別内容	判別結果
1. 大規模イベント運営主体による判別	236グループ	以下のイベントでの主催団体の整理に倣う。 -「TOTY Music Awards 2025」の受賞候補となったグループ -2024年11月29日～12月1日開催の「Siam J-SHOW」出演グループ -2024年12月末の「Year-end Live」出演グループ -「Japan EXPO Thailand」(2019年以降の各年)出演グループ	JFLIGs(66) 非日本式(25)
2. 所属事務所による判別	上記1.で分類されなかったグループ(145)	-上記1.において「日本式」と見做されたグループと同事務所のグループは「日本式」、「日本式ではない」と見做されたグループと同事務所のグループは「日本式ではない」とする。 -FITA所属グループと、FITA所属グループと同じ事務所内のグループは「日本式」と見做す。	JFLIGs(13) 非日本式(14)
3. 持ち曲のジャンルの「自己申告」による判別	上記2.までで分類されなかったグループ(118)	-T-POP Wikiでのジャンル欄に「T-POP」「ルークチュン」等の明らかにJ-POPではない旨の記載がある。メンバーの役割分担がT-POPの特徴を備えている。各グループのSNSサイトで「T-POP」と自ら記載しているグループは「日本式ではない」とする。 -日本語歌詞曲を持つ、あるいはT-POP Wikiでのジャンル欄に「J-POP」と記載されている場合は「日本式」とする。	JFLIGs(4) 非日本式(32)
4. 対バン相手による判別	上記3.までで分類されなかったグループ(82)	各グループのSNSから、出演した対バンの相手を見て、上記1.～4.に該当するグループのどちらが主体となっているかを確認し、「日本式」が多ければ「日本式」、そうでなければ「日本式ではない」と見做す。	JFLIGs(18) 非日本式(9)
5. グループ名、メンバー名による判別	上記4.までで分類されなかったグループ(55)	-グループ名やメンバー名において日本語表記（ローマ字ではなく、平仮名・カタカナ・漢字）の使用があるグループは「日本式」と見做す。 -T-POP Wikiのグループ名の紹介欄に日本語表記があるグループも「日本式」と見做す。 いずれにも属さない場合、分類不能、すなわち日本式グループであるという根拠が得られないことから、「日本式ではない」と見做す。	JFLIGs(27) JFLIGsではない(28)

(出所)筆者作成。

(1) 各判別基準の説明

まず、大規模イベントの主催者が、各グループについて仕分けをしているケースがある。第1表中の各イベントの具体的な内容や性格の説明は省略するが、いずれも、T-POPと日本式アイドルグループを当該主催団体において判別した上で出演者リストを公表している。その区分はタイでも信頼に値

すると考え、判別基準1とした。

判別基準2として、上述の判別基準1でJFLIGs、T-POPグループそれぞれに判別されたグループと所属事務所を同じくするグループを、それぞれJFLIGs、非日本式とみなす。大規模イベントに同じ事務所の全グループが参加できるわけではないが、出演できなかったグループも、活動理念やプロデュース体制などを共有しているのが通常だからである。なお、表中にあるFITA (Female Idol Trade Association : 女性アイドル事業者団体) とは、タイでのアイドルビジネスの推進を目的に、商務省事業開発局の承認を得て2021年4月に設立された団体である。団体の対象は、文面上はJFLIGsに限られていないが、設立に参画した事業者の当時の所属グループがいずれも判別基準1でJFLIGsと判別されるため、FITA所属のグループと、それと同じ事務所に所属するグループはJFLIGsであるとみなした。判別基準3の持ち曲による判別は、T-POP Wikiでのジャンルの記述、各グループのSNSでのジャンルの記述やメンバーの役割分担の紹介を用いた判別である。このうち、T-POP Wikiの情報を用いる判別はファンによるものであるという点で、信頼には足るものの判断の客観性は落ちるため、判断基準3の最後の要素として検討した。

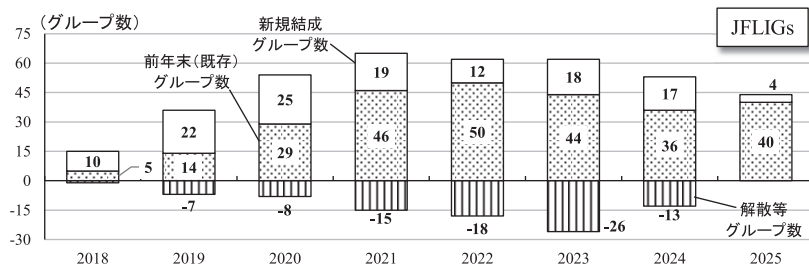
ここまでの判別基準を経ても判別できないグループが82団体（全体の34.7%）ある。それらのうち82.3%は2024年までに既に解散や活動休止をしたグループであったが、グループ数の経年変化を見る上で、JFLIGsかどうかの判別は必要である。判別基準4は、各グループのSNS記事を遡り、出演対バンやインスタイベントのタイムテーブルを確認し、判別基準3まででJFLIGsと「非日本式」かのどちらかに分類されたグループとより多く共演しているかという観点である。ここには情報面での限界という制約があるが、対バンでは同じ区分のグループが集まることにかんがみれば、判別を誤る可能性は小さい。それでも判別できないグループについては、グループ名に日本語表記が使われているかという点から判別し（判別基準5）、それでもなお判別が不可能であったグループ（28団体、全体の11.9%）は、日本

式とみなせる判断根拠がないという理由で、非日本式とみなした。

(2) バンコクのJFLIGs数の年別推移

第 1 表に基づきJFLIGsを特定する作業を行った結果として、2018 年以降の各年におけるJFLIGs数の経年変化を第 2 図によって捉えると、2017 年末に存在したJFLIGsは 5 団体だったが、2018 年末の団体数は 14 となり、JFLIGsの急増の萌芽が読み取れる。そして、2019 年と 20 年には各年 20 団体を超える新しいJFLIGsが結成され、コロナ禍が始まったにもかかわらず、2021 年には 65 団体のJFLIGsの活動があった。他方、JFLIG数のピークは 2021 年で、全体の動きよりも早くに減少を始めた。2022 年以降は、新規設立グループ数は前年の解散数を下回り、かつ、同じ年内に新規設立数を上回る数の解散数となるという形で、グループ数の減少が続いた。新規設立グループ数も、2022 年以降は 20 団体を下回り続けている。ただし、2024 年の解散数は 13 団体で、2020 年来の少なさとなり、新規設立数（17 団体）も下回り、年末時点でのグループ数は下げ止まった。

第 2 図：バンコクにおけるJFLIGs数の推移(2018 年～2025 年)



(出所)筆者作成。

ここから、バンコクにおける女性ライブアイドルグループの増加は、2021 年までにかけては、JFLIGsの増加が寄与し、2022 年と 2023 年は非日本式のグループの増加が寄与したと言える。第 2 表でJFLIGのシェアを示したが、これを見る限り、非日本式グループのシェアの上昇は 2024 年にも続いてい

るように見えるが、同年末存在数を見る限り、コロナ発生直後から続くJFLIGs数のシェアの低下にも、ようやく歯止めがかかりつつあるように見受けられる。

第2表：バンコクでの女性グループ数(全体及びJFLIGs)の推移(2018～24年)

結成年別(総数)	2018年			2019年			2020年			2021年			2022年			2023年			2024年		
	全体数		JFLIGs	全体数		JFLIGs	全体数		JFLIGs	全体数		JFLIGs	全体数		JFLIGs	全体数		JFLIGs	全体数		JFLIGs
	数	シェア		数	シェア		数	シェア		数	シェア		数	シェア		数	シェア		数	シェア	
存在グループ数	28	15	53.6%	58	36	62.1%	86	54	62.8%	102	65	63.7%	105	62	59.0%	114	62	54.4%	109	53	48.6%
(うち同年に結成)	17	10	58.8%	34	22	64.7%	39	25	64.1%	33	19	57.6%	31	12	38.7%	35	18	51.4%	36	17	47.2%
同年内に解散	4	1	25.0%	11	7	63.6%	17	8	47.1%	28	15	53.6%	26	18	69.2%	41	26	63.4%	25	13	52.0%
同年末存在数	24	14	58.3%	47	29	61.7%	69	46	66.7%	74	50	67.6%	79	44	55.7%	73	36	49.3%	84	40	47.6%

(出所)筆者作成。

JFLIGsのシェアが2021年を境に低下を始めたのは、新型コロナウイルスの発生後に取られた感染拡大防止策が、その活動形態ゆえにJFLIGsにより大きな影響を与えたためと考えられる。JFLIGsの収益源は、ショッピングモールやライブハウスでのライブイベントへの出演と、ライブイベント直後に実施する特典会（ファンが有償でグループのメンバーとの交流を楽しむ機会）である。バンコクでは、2020年夏まではライブイベント自体が開催禁止措置や活動自粛により開催不可能であった。その後は、開催形態を模索しながらイベント自体は徐々に増えてきたが、2022年初でもなお、ステージ上のアーティストですらパフォーマンス中にマスクを着用していた（ただし、このこと自体は、JFLIGsに限らず、全てのグループの魅力を低下させることにつながったことに、留意が必要である）。特典会等の交流の機会についても、中止や、実施する場合もソーシャルディスタンスの確保やマスク着用、飛沫飛散防止フィルムの設置などの制限もあった。これらにより、JFLIGsの収益機会の減少と、ファン（消費者側）にとっての魅力の弱まりの双方が生じた結果、ライブの運営主体も各JFLIGも十分な収益が得られず、人気や資金面で困難になるグループが増え、解散や活動休止となるグループが増加したものと考えられる。2022年央にはマスク着用でのステージはなくなり、2023年にはコロナの影響がほぼ見られなくなると、新規に結成されたJFLIGsは18団体と再び前年より増加した。一方、ライブ観覧に

足を運ぶファン数の回復が急ではない中でグループ数が増えたこともあり、供給過多の中で採算が取れず、2023 年までは解散等をするグループ数が新規結成数を上回ったとみるのが妥当だろう。2024 年には、コロナ禍も終結し、供給過多もある程度緩和された中で、JFLIGs の新規結成も少なかった一方、解散等をするグループ数も少なく、グループ数の調整が一巡した感もある。

これに対し、非日本式グループは、全てのグループが JFLIGs のような収益構造と同じとは限らないため（特に、「特典会」の機会は設定されない場合が多い）、コロナ禍でも JFLIGs ほどには収益力低下の影響を長期的に受けることがなかったと想定され、結果的に、2021 年以降、非日本式グループのシェアが上昇したと考えられる。

Ⅳ バンコクの JFLIGs 数の推移の理論的考察

バンコクでの JFLIGs の増加の要因の一つに、2010 年代半ば以降における、日本のライブアイドル運営事務所のタイ進出があったことは、前述のとおりである。すなわち、日本のライブアイドル事務所のタイ進出の様相の変化と当該進出を支える（あるいは拒む）タイ国内での動きが、タイでの JFLIGs の増減にも影響を与えているとも考えられる。その動きについて、国際経営学の視点から簡潔に概観する。

(1) コロナ前の JFLIGs 数増加の背景

JFLIGs の急増のきっかけとしては、タイ側で日本のアイドル運営事務所と連携する企業が出てきたことが影響していると考えられる。2018 年前半頃までは、日本のライブアイドルグループが Japan EXPO 等の大きなイベントの機会にタイを来訪し、タイ人のファンがそれを楽しんでいたが、タイに来る日本のグループの数は多くはなく⁸⁾、タイ国内にも JFLIGs 運営企業は少数のみであった。そうした中で、2016 年 10 月にイベント会社である

8) その理由に関連し、Siamdol の創設者スット・ブンサワン氏は、タイランド・ハイパーリンクスによるインタビュー取材の中で、「大きい事務所のアイドルがた

Siamdolが立ち上がると、2017年には独自のJFLIGsをバンコクで結成するとともに、日本のグループの招へい活動を開始した。そして2019年頃より、日本の複数のライブアイドル事務所と業務提携を結び、Siamdol所属の各タイ人JFLIGが、それぞれ、業務提携相手である日本の各事務所に所属するアイドルグループの曲をタイ語と日本語でカバーして披露するようになった（現在でも同様である）。また、日本から公演活動のために来タイするグループも増加した。時期を同じくして、同社以外でも、JFLIGsを立ち上げる動きが活発化し、前述のとおり、2019年2月にはタイ人ライブアイドルグループが集結する初めてのイベントとして「Idol Expo 2019」が開催されるほどになった。

この変遷は、あたかもプロダクト・ライフサイクル仮説に類似した動きであるようにも見える⁹⁾。プロダクト・ライフサイクル仮説は、多国籍企業の海外進出の形態の変遷を、進出先国における当該製品の「優位性」の変化との関係から議論するものである。そこでは、製品の一生（プロダクト・ライフサイクル）を、進出国における当該製品の優位性に応じて、新製品段階、成熟化段階、製品標準化段階の3段階に分け、この段階を経るにつれ、進出形態は輸出から直接投資に向かう、と議論される。2018年以前の状況は「新製品段階」すなわち日本のJFLIGsの優位性が高いことから日本からの輸出（日本のアイドルグループから見ればタイ遠征）を主体とした提供に相当する。2019年からの日本の事務所のタイ進出は「成熟化段階」すなわちタイに日系企業として進出してJFLIGsを結成・提供できるようになる段階に相当しよう。この頃には、JFLIGsへの需要が高まり始め、日本の芸能事務

まにタイに来てくれてうれしかったです。でも、そうじゃないアイドルは全然タイに来れないじゃない？」「それで自分が主催でイベントをやれば、もっと色々なアイドルがタイにたくさん来れるようになる、と思いました。」「だから、イベント事務所Siamdolを立ち上げました。」と述べている。<https://www.thaich.net/news/20230524sl.htm>

9) Vernon, R. (1971). *Sovereignty at Bay: the Multinational Spread of U.S. Enterprises*. Basic Books. (邦訳：霍見芳浩『多国籍企業の新展開——追いつめられる国家主権』ダイヤモンド社、1973年)。

所等が現地に乗り込んでJFLIGsを結成しライブを提供しつつ、日本からのタイ遠征も活発に行う、という形であった。

(2) 足元のJFLIGsの発展：活動形態の標準化、価格競争の欠如、日本人の関与の変化

では、タイのJFLIGsはプロダクト・ライフサイクル仮説の最終段階である「製品標準化段階」に入ったのだろうか。仮に製品標準化段階に到達していたときは、JFLIGsはタイ国内での標準化が進み、製品・品質の差がなくなり、コスト勝負となるため、日本のグループのタイ遠征はなくなっていく一方、現地でのJFLIGsの結成とそのための日系アイドル事務所の進出の急増が見られることとなる。しかし、現状、製品標準化段階が理論的に想定するこうした状況はタイのJFLIGsに関しては見られず、また、今後もそうした状況に至るとも考えられない。その理由として以下の5つを掲げることができる。

1つ目に、2019年から増加したJFLIGsのほとんどは、日本の事務所等との合弁や業務提携関係のないタイの事務所所属のグループか、どの事務所にも所属せず活動するグループであった。日本のグループの曲をカバーするタイのJFLIGsも多く存在するが、先述のSiamdol所属のグループを除き、そのほとんどが、当該曲の権利保有者との直接的な業務提携関係を持たない。

2つ目に、標準化は活動の基本的な形態に関しては進んでいる一方で、価格競争が発生していない。バンコクにおいては、特別なイベントでない限り、ライブの来場者が支払うのは、会場への入場料と、特典会でのチェキ撮影料である。入場料は一部のエリアを除き無料であることが多く、有料の場合でも150バーツ（日本円換算で700円弱）程度で、入場の際、目当てとするグループを聞かれることもない。チェキ撮影料についても、2024年時点で、どのJFLIGでも1回300バーツ（同1,400円弱）で横並びである。つまり、各グループ間の競争は、価格競争ではなく、ライブパフォーマンスや特典会での対応など、いわば独自性、差別化や提供する付加価値の差異によっ

て行われている。

これに関連して3つ目に、各グループのファンの数がまだ多くはなく、単独でイベントを開催しても十分な集客が見込めない。だからこそ「対バン」形式のイベントを開催するのだが、これはすなわち、グループ間で、価格面で競争していないのみならず、ファンの時間の奪い合いもしていないことを意味する。このとき、各JFLIGsの経営戦略は、自分たちのファンに自分たちだけを見てもらうことよりも、他のグループのファンに自分たちのライブも見てもらい、興味を持って特典会にも来てもらうことに主眼が置かれることとなる。そして、イベントの時間設定も、他のグループのファンの「隙間時間」を自分たちのライブや物販の時間に充てやすい形になっている。その一例として、日本では、各グループのライブ時間の直後に、「並行物販」として、そのグループの特典会を、他のグループのライブの進行中に行うことが多いが、タイでは、並行物販の形をとるイベントは稀であり、ライブ時間と終演後物販（出演全グループ対象の一斉特典会）の時間とが明確に分けられている。

4つ目に、直近の日本の事務所のタイでの事業活動に関しては、撤退ないし業務提携の（事実上の）解除が見られる一方で、新規のタイ進出は見られない。日本の事務所で、タイに進出したもののうち、先述のSiamdolと業務提携をしたのは、2019年に2社、2020年に2社、2022年に1社、2023年に1社である。そのうち、2021年に1社、2023年に1社が、現地で結成したJFLIGsの解散後、新たなJFLIGsの結成に至っていない。また、Siamdolとの業務提携関係なくタイに進出した日本の事務所は、2021年、2023年にそれぞれ1社がT-POP Wikiからは確認されたが、いずれも、所属アイドルは現存していない。つまり、2024年末時点で、日本の事務所が結成し、かつ現存しているグループは4つのみで、いずれもSiamdolが業務提携する事務所のグループである¹⁰⁾。これは、タイで現地の芸能事務所の協力なしにJFLIGs

10) ただし、2025年に1社がタイ進出した上でJFLIGを結成し、4月に同グループはデビューしている。

を運営していくことの難しさを示しているともいえる。

そして5つ目に、上述とも関連し、日本人のタイ進出の形態が、事務所設立を通じたアイドルグループの結成・運営よりもむしろ、タイのJFLIGsの楽曲プロデュース面での参画という形に変化してきている。この形式を取る事務所はいずれも、複数のJFLIGsを所有している。JFLIGsの「日本らしさ」は、日本人の経営参画ではなく、日本人による楽曲や振付の提供によって発揮される時期になっているということであり、特に、グループを複数運営していく上では、タイ人による芸能事務所が経営や宣伝・広報活動における諸活動を行っていくほうがむしろ経営上は望ましい状況だとも考えられる。この意味で、日本の事務所が（業務提携等により）タイに進出してグループを結成・運営する経営上のメリットが小さくなっていると考えられる。

各グループが、単独でイベントを頻繁に開催して利益を上げられるほどにファン数が十分に大きくなれば、入場料やチェキ撮影料における価格競争を通じたファンの時間の奪い合いが生じる可能性はある。それでも、ファンにとっては、エンターテインメントである以上、価格面に加え、各グループの独自性を重視した「コト消費」を行っていくものと考えられ、この点で、プロダクト・ライフサイクル仮説の言う製品標準化に、JFLIGsが到達することはない。

V JFLIGsの今後のファン数の拡大可能性と課題

以上の考察は、タイのJFLIGsのジャンルとしての発展可能性を見るとき、課題は、グループ数の増加ではなく各JFLIGのファン数の増加であることも示唆する。2024年以降は、JFLIGsの新設や解散・活動休止の動きも落ち着き、グループ数が増加に転じる兆候も見られない。他方で、ファン数は潜在的に増加する可能性がある。JFLIGsにとっては、他グループとの競争よりも、まずは協働を通じたファン数の増加に焦点を当て、日本式アイドルに興味を持つ人を増やした上で、グループ間で競争をするという戦略が重要となる。

では、JFLIGsに興味を示す潜在的な顧客は、今後、どの程度増加するだろうか。これに関し、肯定的な見通しと、増加を阻む要因の2つに分けて考察していく。

(1) 肯定的な見通し

今後10年間程度を見据える限り、JFLIGsへの需要の伸びが実質経済成長率を上回る潜在的な可能性は十分にある。まず、バンコクのJFLIGsのイベントの多くが入場料を無料としていることは、少なくとも対バンイベントが急増した2019年以来あまり変わっておらず、また、チェキ撮影料は、ほとんどのJFLIGsにおいて、物価が上昇する中でも2019年から変わらず300バーツのままである。これは、JFLIGsというコト消費が年々割安になっていることを意味し（実質価格の下落）、タイ経済の成長（すなわち、タイ国民の平均所得の上昇）に加えてJFLIGsの実質価格の下落分の効果が得られることを意味する。タイの一人当たり名目GDPは、2019年の236,139バーツから、2024年には264,661バーツとなっており、増加率は12.08%である（年率換算で2.31%）。特に、コロナの影響がなくなった2023年と2024年の増加率は、それぞれ、3.04%、3.24%であり、タイのJFLIGs業界全体として、これと同程度の成長は見込んでよいということになる。これらは名目値であるから、その伸び率は、実質経済成長率より高い（2019～24年の年平均の実質経済成長率は0.47%、2023年と2024年はそれぞれ2.0%と2.5%）。

音楽という「産業」が持つ成長力の高さも指摘できる。Shapiro（2025）は¹¹⁾、世界の音楽業界は2023年に8.7%成長し、また、音楽著作権総額は既に映画業界より高くなっていると述べる。他方、その大きな可能性にもかかわらず、多くの国で、音楽は経済財として真剣に受け止められていない結

11) Shapiro, S. (2025). "If music be the source of growth, play on." *OECD Cogito Blog*. 2025年1月23日付。 <https://oecdcoigito.blog/2025/01/23/if-music-be-the-source-of-growth-play-on/>

果、音楽を文化や無形の公共財のように捉えていることを、同氏は指摘する。JFLIGsが提供しているものは、もちろん音楽であり、同様に経済財として成長力を持つ。これを実際に収益に結びつけていくことができれば、それだけ、JFLIGs業界全体の底上げが可能となる。

バンコクにおける「上位中間所得層」の増加も、肯定的な見通しを与える。中間所得層は、所得に対する消費性向が高い所得層と考えられているが、そのうち、経済産業省に設置された新中間層獲得戦略研究会（2012）が「世帯所得が年 15,000～35,000 ドルの世帯の者」と定義する上位中間所得層は¹²⁾、「市場経済を楽しみ、様々な家電製品を購入し、医療、教育などのサービス支出を増加させ、週末や夏期・冬期の長期休暇にレジャーを楽しむ余裕のある人々」であるとされる（p.8）。バンコクではJFLIGs観覧は週末のレジャーであるが一般にあまり認知されていない活動である（新しい未熟産業として位置付けられる）こと、世帯人員数が小さいほどアクセスしやすいこと、の 2 点から、この上位中間層人口の将来展望を世帯人員別に推計することにより、バンコクのJFLIGsに対する潜在的需要の相対的な高まりを推察できる。ここでは、『タイ家計社会経済調査』（HSES）の 2023 年分のバンコクの結果表（第 3 表）を用いて、江川（2012）の手法に倣い¹³⁾、バンコクの世帯所得分布関数を導出した。なお、具体的な導出過程は脚注に記した¹⁴⁾。

12) 新中間層獲得戦略研究会（2012）『新中間層獲得戦略～アジアを中心とした新興国とともに成長する日本～』経済産業省、平成 24 年 7 月。

13) 江川暁夫（2012）「アジア中間所得層の拡大を妨げる「成長の果実の偏在」」（公財）総合研究開発機構『NIRAモノグラフシリーズ』35。

14) 所得分布関数を累積密度関数として導出するにあたり、第 3 表の統計表では、所得階層の区分点となる所得額と、その区分点までの累積密度しか得られないため、以下の方法によりデータの補間を行った。

(1) 第 3 表に記載されたいずれの所得点上にもない第 p 百分位点（ p は 0 から 999 までの整数）の各所得を、その上下 2 つの所得点をつないだ直線上に位置すると仮定して割り出し、1,000 個のデータを作る。なお、累積密度関数は原点を通る（ $p=0$ の時は所得はゼロ）と仮定する。

(2) この 1,000 個のデータを、累積密度関数の簡易な推計に長けたソフトウェアである EasyFit を用いて、対数正規分布に基づく累積密度関数に当てはめ、当該関数の平均 μ と分散 σ を得る。

第3表：バンコクの世帯所得別の累積人口比率(2023年)

	世帯別	全体	世帯人員数別			
			1～2	3～4	5～7	8以上
	(シェア)	(100%)	(64.5%)	(27.3%)	(8.1%)	(0.1%)
(世帯所得額(月額))		(当該所得階層に属する世帯数の全体比)				
1,500 バーツ未満		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1,500～3,000 バーツ		0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
3,000～5,000 バーツ		0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
5,000～10,000 バーツ		2.8%	4.2%	0.2%	0.0%	0.0%
10,000～15,000 バーツ		12.9%	18.8%	2.6%	0.3%	0.0%
15,000～30,000 バーツ		36.2%	45.2%	23.2%	8.3%	0.0%
30,000～50,000 バーツ		25.7%	20.9%	35.8%	30.1%	29.2%
50,000～100,000 バーツ		17.8%	9.3%	29.5%	46.4%	44.1%
100,000 バーツ以上		4.5%	1.4%	8.7%	15.0%	26.7%

(出所)タイ国家統計局“Household Socio-Economic Survey 2023”より筆者作成。

所得分布関数の導出結果を用いた上位中間所得層の規模に関する推計結果は第4表のとおりである。なお、導出された2023年の所得分布関数の基本情報を第5表に併せて示した。

(3) 上記(2)で特定した対数正規分布の累積密度関数 ($F_j(x^j)$ とする) は、第3表に記載されたデータから想定される分布から大きくかい離するため、 $F_j(x^j)$ の形状を維持しつつ、HSESの各所得点 (0, 1,500, 3,000, 5,000, 10,000, 15,000, 30,000, 50,000, 100,000 バーツ) で第3表記載の累積密度の値をとるよう、下記のような操作を行い (あたかも $F_j(x^j)$ を折り曲げるような操作)、これに対応する各p千分位点を割り出す。すなわち、第3表に掲載の各地点 (x_i , p_i) に対し ($x_0=0$, $x_1=1,500$, $x_2=3,000$, ..., $x_8=100,000$), $p_i < p < p_{i+1}$ にある p に対する所得 $\hat{x}$ は、以下の式を満たす数値として与えられる。

$$\hat{x} = x_i + (F^{-1}(p) - F^{-1}(p_i)) \cdot \frac{x_{i+1} - x_i}{F^{-1}(p_{i+1}) - F^{-1}(p_i)}$$

(4) ただし、このままでは、上述のとおり、各 (x_i , p_i) 点で分布関数が「折れる」こととなるため、上記(3)で求めた1,000地点のデータを用い、再度、累積密度関数を特定する。ここでは、推計に用いたEasyFitが提供する全ての累積密度関数のうち、分布の中間部分への当てはまりの良さを検定するKolmogorov-Smirnov検定量が最も小さく、かつ、分布の高所得側の当てはまりの良さを検定するAnderson-Darling検定でも帰無仮説が棄却される累積密度関数を、2023年のバンコクの連続型の世帯所得分布関数とした。

(5) 上記の推計を、全世帯、1～2人世帯、3～4人世帯、5～7人世帯に関して行った結果が第4表となる。

第 4 表：世帯所得分布関数の導出結果を踏まえた将来のバンコクの上位中間所得層比率

世帯構成		全世帯	1～2人世帯	3～4人世帯	5～7人世帯
世帯数シェア		(100.0%)	(64.5%)	(27.3%)	(8.1%)
上位中間 所得層 世帯比率	2023 年	22.05%	13.55%	41.36%	58.95%
	2028 年	27.11%	18.94%	47.92%	59.72%
	(5 年前差)	+ 5.06%	+ 5.39%	+ 6.55%	+ 0.77%
	2033 年	32.45%	25.44%	52.59%	56.61%
	(5 年前差)	+ 5.34%	+ 6.49%	+ 4.68%	- 3.11%
	(10 年前差)	+ 10.40%	+ 11.88%	+ 11.23%	- 2.34%

(注) 為替レートは、タイ中央銀行統計による 2023 年の平均のパーツ・米ドル間の為替レートを用いた。
(出所) 筆者推計。

第 5 表：2023 年のバンコクの所得分布関数の推計結果(参考)

	推計結果			推計世帯所得(ドル/年)		
	分布	推定量		平均	最頻	中央
1-2人世帯	Pearson 5	$\alpha=4.4406, \beta=38089.0, \gamma=-1242.6$		9,828	5,758	8,021
3-4人世帯	Pearson 6	$\alpha1=168.91, \alpha2=4.6589, \beta=443.39, \gamma=-2471.6$		17,998	10,685	14,790
5-7人世帯	Inv.Gaussian	$\lambda=106890, \mu=24740, \gamma=-1705.6$		23,035	15,894	20,504
全世帯	Pearson 6	$\alpha1=36.705, \alpha2=2.6506, \beta=627.17, \gamma=0$		13,946	6,134	9,807

(注) 本文脚注 16 の推計手順(4)のEasyFitによる推計結果で、EasyFitが提供する全ての連続型の累積密度関数のうち、Kolmogorov-Smirnov検定量が最も小さく、かつAnderson-Darling検定においても帰無仮説(確率分布関数がこの形状をとる)が棄却されない分布を、当該世帯グループの所得分布関数とした。
(出所) 筆者推計。

タイ経済が今後、年率 3% の経済成長を 5 年続けたとき、エンターテインメント消費を急激に増加させることができる上位中間所得層の世帯比率は 5.06% ポイント上昇し、10 年後の 2033 年には 10.40% ポイント上昇する。新たな上位中間所得層が、これまで行けていなかったJFLIGsのライブを観覧した上で特典会時にも支出し、今後もその支出を大きく伸ばす潜在性を持つということであり、これを取り込むことができればJFLIGsが成長産業分野の一つになっていけることを意味する。タイの場合、JFLIGsのライブ活

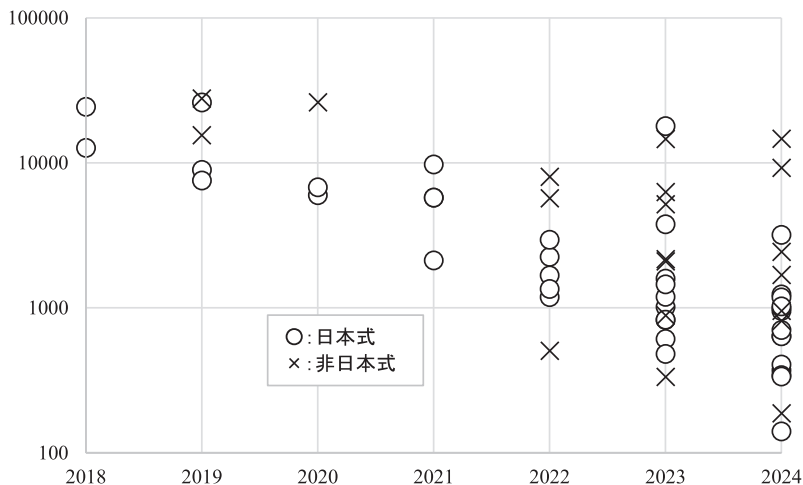
動はほぼ休日に限られ、所得が増加してもライブに行く頻度を増加させるには限度があるものの、毎回の特典会時にチェキ撮影の回数を増やすことは可能である。

また、第4表の結果を世帯別に見ていくと、上位中間所得層の伸びが今後10年で最も大きいのは1～2人世帯であり、特に2030年代前半にかけての増加が著しいことがわかる。ただし、2020年代後半にかけては、3～4人世帯において上位中間所得層比率の上昇幅が最も大きくなっている。ここから考えると、タイのJFLIGsとして、2020年代後半にかけては3～4人世帯向けの販売戦略を練り、次第に2030年代にかけて1～2人世帯向けの販売戦略に重心を移していくことが、今後の発展によりつながりやすくなると言える。

(2) 課題

タイのJFLIGsの今後の発展に関する上述のシナリオの実現には、課題もいくつか存在する。まずもって、タイにおいて、JFLIGsの認知度が低い。各グループのファンの数を把握するのは不可能だが、タイでは活動の告知や様々な紹介・宣伝にFacebookを用いることが多い。したがって、2024年末時点で存続している各グループのFacebookページから、2025年6月21日時点でのフォロワー数を調べ、設立年別に概観したものが、第3図である（「○」印がJFLIGs、「×」印が非JFLIGsである）。設立年別に整理した理由は、活動期間が長ければそれだけフォロワー数は多いと考えられるところ、その影響を除去して概観する必要があるためである。なお、フォロワー数が3万人以上のグループ（いずれも非JFLIGs）は、見易さの観点から作図から省略した。結果、明確な傾向とまでは言えないものの、JFLIGsのフォロワー数は、非JFLIGsのフォロワー数より若干少ない傾向がある（「○」印のほうが全体的に低いところに位置している）ことが見て取れる。

第 3 図：フェイスブックのフォロワー数（結成年別。2024 年末時点で現存するグループ）



(出所) 各グループのFacebookページより筆者作成。

ただし、「○」印と「×」印の位置にそれほど明確な差がないということはすなわち、認知度の向上は、JFLIGsに限らず、タイの女性アーティスト全体における課題だとも言える。現状では、JFLIGsの対バンライブに非JFLIGsが出演することは稀であり、両方でファン層も明確に分かれているようにも見受けられるが、双方が出演する対バンイベントの実施促進などを通じて、少なくとも双方のファンに対する認知度を上げていくことは、互いの利益になるだろう。もちろん、公の場やメディア等に積極的に出演していくことも重要となる。

今後ターゲットとする世帯層については、JFLIGsの対バンイベントはショッピングモールの開放スペースで行われることが多く、構成員数が3～4人の世帯（その多くはファミリー層であると考えられる）の目に留まるような場所で行われている。しかし、各グループは、ライブを見てもらうだけでは収入にはならず、特典会での活動が主な収入源になっている。このため、ライブを見て興味を持ってくれたファミリー層が、時に2時間以上は時間が空く特典会の時間になるまで待ってくれるような仕掛けが必要となる。

日本では、特典会に初めて参加する顧客に対して無料交流券の配布などが行われているが、そうした販促活動は、バンコクのJFLIGsにおいてはほとんど見られない。

さらに、今後、1～2人世帯をターゲットにした活動が重要となったとき、この世帯は、バンコクでは子どものない若年層カップルと一人暮らしが大半であり、一人暮らしは若年層と高齢者に集中して存在する。ここで、2017年に当時Siamdolの運営に参画していたTaradon Sukontakorn氏はインタビューで¹⁵⁾、「タイは風潮としてオタクの上司に部下がついていこうとしないうです。だから、生活を守るためにもオタクから離れざるを得ないということもあります」と述べている。つまり、単身や2人世帯の上位中間所得層が今後増加する見込みの中でもなお、JFLIGsのファンは10代や20代前半の独身男性に集中してしまうことになる。タイでも今後、少子化が進んでいくことを考慮すれば¹⁶⁾、単身や2人暮らしの若年層のみを顧客として想定するビジネスモデルを転換し、より上の世代や女性をターゲットにした戦略を持つことが重要となる。そして、そうした戦略を奏功させるためにも、JFLIGsを含めたコンテンツの「オタク」に対するタイ社会の固定観念そのものを変革させていく取組も重要となる。これはJFLIGsを越えて、関連する団体を広く巻き込んで、世論を誘導していくべきものであるとも言える¹⁷⁾。

Ⅵ 結語

本稿では、情報面での制約がありながらも、タイでのJFLIGsの数の推移

15) 株式会社扶桑社が運営していたハーバー・ビジネス・オンライン（2021年5月でニュース配信を停止）での記事（<https://hbol.jp/133772/>）。なお、同氏は、現在はJFLIGsの運営会社の一つであるA Lot Of Toneの最高執行責任者（COO）である。

16) 例えば、タイの15歳未満人口比率は、2008年を境に20%を割り込み、2023年時点では15.09%である。

17) 取り組むべき具体的な内容については、本稿の扱う範囲を超えるところ、別稿に委ねたい。

についての把握を試みた。その結果、タイでの 2018 年頃からの JFLIGs の増加感、実際の数の把握からも確認できた。2021 年までにかけて、JFLIGs 数も増加を続けるとともに、コロナ禍としてのバンコクのロックダウンの時期を除けば、イベントなども増加傾向にあった。しかし 2022 年以降は、新規結成数が減るとともに解散・活動休止の数が増える形で、活動している JFLIGs の数は減少した。この減少傾向は 2024 年には若干落ち着いたように見えるが、2025 年においても新規結成数は少ない状況である。

こうした状況の中で、今後のタイの経済成長や、音楽産業が潜在的に持つ世界的な成長可能性、JFLIGs というコト消費を急増させることができる上位中間所得層のバンコクでの拡大見通しを考えると、JFLIGs のバンコク市民の間での認知度が低い状況下でも、各 JFLIGs が他との適度な競争圧力の中で顧客を増加させていく余地は、十分に存在すると考えられる。特に上位中間層の今後の拡大に関しては、推計によっても実証され、特に単身やカップル世帯において、上位中間所得層の今後の拡大が継続することとなる。

上位中間所得層の増加を JFLIGs の発展につなげていくためには、JFLIGs への関心の高まりをマネタイズしていく仕掛けが必要となる。JFLIGs の主な収入源が特典会でのチェキ撮影であることにかんがみれば、新たに JFLIGs の活動や特定の JFLIGs に関心を持った顧客を特典会に来場させるための取組が必要である。その際、通常の宣伝活動に加え、今のタイの対バンライブでは見られない「お目当て入場特典」の導入がバンコクでも可能か、そしてその取組は奏功するかなど、現状の日本で行われている様々な取組が、それぞれ、一考に値する。これとは逆に、各グループの認知度が低い状況では、業界全体で丸一となって、JFLIGs の認知度を高めていく方策も重要となる。ニーズの高まりがあれば、平日の対バン開催も視野に入れ、平日稼働が可能なグループの結成などにも舵を切っても良いだろう。

また、世帯人員別には、上述の推計結果を踏まえれば、足元ではファミリー層への認知を高めつつ、10 年程度の長期を見据えた時には、単身世帯や 2 人世帯が年齢や性別を問わず足を運べるよう、イベントの開催の在り方

を変更していくことが望まれることとなる。このとき、例えば女性ファンに関しては、現状のJFLIGsの観覧エリアは時として、ファン同士が体を衝突させる危険行為などもあり、特に女性にとっては危険をより強く感じることもあるだろう。女性専用エリアが配置されれば、そうした危険を避けることが可能となる。そして、より幅広い年齢層が気軽に楽しめ、対価を落としてくれるような仕組み作りと社会の意識変革という、より難しい課題にも取り組んでいく必要がある。

(えがわ・あきお／経済学部教授／2025年7月4日受理)

The Number of Japanese-Style Female Live Idol Groups in Bangkok and a Potential of Its Future Increase

EGAWA Akio

In Bangkok, the number of Thai-run Japanese-style female live idol groups (“JFLIGs” hereafter) has been increasing since 2018, and there is a possibility that the potential demand for JFLIGs will continue to increase in the future. However, there are no concrete figures publicly available on the current number of JFLIGs in Bangkok or the trends in their formation and disbandment over time.

This paper aims to grasp, utilizing limited information available from a website, the number of JFLIGs each year and to provide an overview of the changes over time, thereby considering the current development status of JFLIGs as a genre. The findings include that, as of the end of 2024, there were 40 JFLIGs in Bangkok, accounting for 47.6% of all female groups. In addition, each year, groups equivalent to one-quarter of the total number of groups are newly formed and disbanded, and it was also possible to imagine that the quality is improving amid such active metabolism. On the other hand, the number of JFLIGs peaked in 2021, and the number of groups then decreased through 2024, which suggests that the phase of the rapid increase in the number of JFLIGs has been over.

Based on this premise, the paper discusses the future growth potential and constraints of JFLIGs from the perspectives of economics and business management. As a result, the number of fans of each JFLIGs may increase due to factors such as the fact that the number of JFLIGs is not increasing while the real price of services is declining, the growth potential of the music industry, and the expansion of the upper middle-income class in Bangkok. On the other hand, there are factors that hinder this potential, such as the low recognition of JFLIGs and the stereotypes held by Thai

people about otaku hobbies. These are not issues that JFLIGs should address individually, but rather issues that need to be addressed by JFLIGs as a whole, and by Thai female live groups as a whole.

Keywords : Japanese-style female live idol groups, Bangkok,
Upper-middle income stratum, music industry,
creative industry.

桃山学院大学経済経営学会会則

第一条（名称）

本会は桃山学院大学経済経営学会（Association of Economics and Business Administration, St. Andrew's University, Japan）と称する。

第二条（目的）

本会は、桃山学院大学における経済・経営の研究を促進し、あわせて相互の親睦をはかることを目的とする。

第三条（事務所）

本会の事務所は桃山学院大学内におく。

第四条（事業）

本会は第二条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 研究会の開催
- 2 機関誌その他の編集・刊行
- 3 講演会その他集会の開催
- 4 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第五条（会員）

本会の会員は次のとおりとする。

- 1 正会員は、本学の教授、准教授、講師、助教または特任教員で社会諸科学を専攻する者もしくはこれに関心をもつ者、または本学院の職員にして、役員会の承認を得た者とする。
- 2 名誉会員は、正会員であった後に定年退職した者およびこれに準ずる者で、役員会の承認を得た者とする。
- 3 準会員は、本学の大学院特別研究員にして、役員会の承認を得た者とする。
- 4 院生会員は、本学の大学院博士後期課程の院生にして、指導教員の推薦を経て、役員会の承認を得た者とする。
- 5 賛助会員は、正会員2名以上の紹介により入会を申し込み、役員会の

承認を受けた者とする。

会員は、本会の総会並びに第四条に規定する研究会その他の集会に出席し、機関誌等を受け取ることができる。

第六条（会費）

会員は別に定める会費を負担しなければならない。ただし、名誉会員、院生会員および準会員からは会費を徴収しない。

第七条（役員）

本会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 理事 4名
- 3 監事 1名

役員は、すべて総会において正会員の互選によりこれを選出し、その任期は1年とする。但し再選をさまたげない。

第八条（総会）

本会は毎年1回5月に総会を開催する。但し必要に応じて、臨時総会を開催することができる。総会での議決権は正会員のみにあるものとする。

第九条（会計及び監査）

本会の会計年度は4月1日に始まり翌3月31日に終わる。監事は、毎年本会の会計を監査する。

第十条（会則の改訂）

本会会則の改訂は正会員全員の過半数による。

付則

本会則は、1959年2月28日より施行する。

本会則は、1968年6月7日一部改訂施行する。

本会則は、1973年1月26日一部改訂施行する。

本会則は、1983年5月6日一部改訂施行する。

本会則は、1990年5月11日一部改訂施行する。

本会則は、1999年12月10日一部改訂施行する。

本会則は、2003年5月21日一部改訂施行する。

本会則は、2006年6月7日一部改訂施行する。

本会則は、2007年6月27日一部改訂施行する。

本会則は、2008年5月28日一部改訂施行する。

本会則は、2014年7月23日一部改訂施行する。

桃山学院大学『経済経営論集』投稿規程

1. 本誌は、定期刊行物であり、原則として1年に4回発行する。
2. 本誌の編集は、桃山学院大学経済経営学会によって選ばれた役員（編集委員）2名によっておこなわれる。
3. 投稿原稿については、「論文」、「研究ノート」、「書誌」、「資料」、「書評」のうちから、投稿者の希望する類別を指定するものとする。ただし、編集の都合で類別が変更されることもある。
4. 本誌に投稿できる者は、本会の正会員、名誉会員、準会員および院生会員とする。ただし、準会員および院生会員のみによる投稿については、正会員の推薦、および編集委員が役員会にはかって選ばれた正会員2人の審査員による学術的評価を得た上でこれを受理することができる。会員以外の外部の研究者等の投稿については、役員会の議を経てこれを受理することができる。
5. 投稿原稿の使用言語は、投稿時において、その原稿内容に最もふさわしいと思われる言語とする。なお、正会員以外の「準会員および院生会員」、「外部の研究者等」の投稿については、使用言語の適切性等についても、4.の「審査員による学術的評価」および「役員会の議」の対象に含める。
6. 本学の大学院博士前期課程を修了した者で、その修士論文が指導教員から学術上特に優れた論文であると認定された者は、本誌への投稿を編集委員に申し出ることができる。この場合編集委員は、役員会にはかって学会の正会員の中から2人の審査員を選び、その学術的評価を得た上で、投稿を認めることができる。
7. 掲載に関しては、あくまで本学会員を優先する。
8. 原稿の提出に際しては、所定の執筆要領に従うものとする。
9. 論文の場合は、400語以内の英文抄録をつける。

10. 論文以外の場合には英文抄録をつけるかどうかは、投稿者の意向に委ねる。
11. 英文抄録については、本人が希望すれば編集委員に申し出て英文のチェックを受けることができる。
12. 英文をチェックしていただいた方に経済経営学会予算より一定の報酬を支払う（5000 円）。
13. 準会員および院生会員等の投稿時の審査員には、一定の報酬を支払うことができる。報酬の額は、役員会で決定する。
14. 論文・研究ノートについては5項目以内のキーワード（日本語）をつける。
15. 本誌に掲載された論文等の著作権のうち「複製権」と「公衆送信権」の行使は、桃山学院大学総合研究所に委託する。
16. 本誌に掲載された論文等については、桃山学院大学学術機関リポジトリに公開することを原則とする。
17. 特別号発行の際、外部の研究者等に寄稿依頼を行ったときには、謝礼を支払うことができる。謝礼の額は、役員会で決定する。
18. 本規程の改廃は、役員会の議を経て、総会の過半数でこれを行う。

付則

本規程は、1991 年 4 月 1 日より施行する。

本規程は、1999 年12月10日一部改訂施行する。

本規程は、2003 年 5 月21日一部改訂施行する。

本規程は、2003 年12月 3 日一部改訂施行する。

本規程は、2006 年 6 月 7 日一部改訂施行する。

本規程は、2008 年 5 月28日一部改訂施行する。

本規程は、2010 年 5 月27日一部改訂施行する。

本規程は、2011 年10月12日一部改訂施行する。

本規程は、2014 年 7 月23日一部改訂施行する。

本規程は、2016 年 5 月11日一部改訂施行する。

経済経営学会役員（2025年度）

会 長	：室 屋 有 宏
理事(編集)	：大 島 一 二
理事(編集)	：齋 藤 巡 友
理事(研究会)	：見 浪 知 信
理事(会計)	：岳 理 恵
監 事	：金 江 亮

2025年10月16日発行

桃山学院大学経済経営論集

第 67 卷 第 2 号

編 集 桃山学院大学経済経営学会

発 行 桃山学院大学総合研究所

594-1198 大阪府和泉市まなび野1番1号

TEL. 0725-92-7129

印刷所 東洋紙業高速印刷株式会社

556-0029 大阪市浪速区芦原2-5-56

TEL. 06-6567-0511 (代表)

ST. ANDREW'S UNIVERSITY ECONOMIC AND BUSINESS REVIEW

VOL. 67 NO. 2 October 2025

Articles

- The Strategic Shift of Chinese Towel Enterprises by the
Conclusion of the RCEP Agreement
.....LIANG Huane (1)
OSHIMA Kazutsugu

- A Study of the Motives of Chinese Residents and
Experienced Residents in Japan for Working in Japan
—— A Questionnaire Survey of Chinese Residents and Experienced
Residents in Japan ——
.....FU Yuan (19)
OSHIMA Kazutsugu

- Increasing Foreign Labor Force and Challenges in
Japan's Construction Industry
.....OWAKI Junichi (39)
OSHIMA Kazutsugu

- The Number of Japanese-Style Female Live Idol Groups
in Bangkok and a Potential of Its Future Increase
.....EGAWA Akio (71)

Published by the Research Institute,
St. Andrew's University
1-1 Manabino, Izumi, Osaka 594-1198, Japan
